

平成18年第7回(12月)みなかみ町議会定例会会議録第2号

平成18年12月14日(木曜日)

議事日程 第2号

平成18年12月14日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (23人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苅清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	14番	鈴木幸久君
15番	河合幸雄君	17番	森下直君
18番	根津公安君	19番	速水一浩君
20番	本多秀律君	21番	倉澤長男君
22番	阿部源三君	23番	傳田創司君

欠席議員 16番 鈴木勲君

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	矢野義夫	議事係長	林和也
書記	深代和恵		

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	助役	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	櫛渕哲夫君	水上支所長	阿部正一君
新治支所長	石坂一美君	財政課長	木村一夫君
地域振興課長	林昭君	税務課長	林文博君
保健福祉課長	原澤和己君	環境課長	阿部正君
農政課長	阿部行雄君	観光商工課長	阿部一司君
建設課長	鈴木初夫君	都市計画課長	若桑一雄君
学校教育課長	小泉行夫君	上下水道課長	青山実君
生涯学習課長	宮下達男君	代表監査委員	阿部仔一君

開 議

午前 10 時開議

議 長 (傳田創司君) おはようございます。

ただ今の出席議員は、22名で定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

また、本日は、阿部監査委員さんにも、ご同席いただいております。お忙しいところ、本当にありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第 2 号のとおり議事を進めます。

日程第 1 一般質問

議 長 (傳田創司君) 日程第 1、一般質問を行います。

一般質問については、6名の議員より通告がありましたので、順次、質問を許可いたします。

まず、9番島崎栄一君の質問を許可いたします。

(9番 島崎栄一君登壇)

9 番 (島崎栄一君) では一般質問いたします。

住民に対して、平気で嘘をつき、法律をしばしば破り、裏金を使って真実を封印するような人が町長ならば、その町が上手く発展すると思えませんし、住民が幸せになると思えません。町にとって、町長の資質や行動は、大変に重要なことです。

みなかみ町の現町長の資質や行動に重大な疑問があるので、町議会議員として、残念ながら、質問せざるをえません。

平成 11 年に行われた裁判の調書や関係者の証言から、次のような事柄が浮かびあがってきました。

昭和 63 年の新治村長選のとき、鈴木陣営は、対立候補内海氏の発言をねつ造して、大山桜会会報 (鈴木和雄後援会報) に載せ、ビラとして村内に配布しました。

内海候補 (布施宿の村議) が委員会にて、山一カレットのゴミ処分場に賛成するような発言をしたと書きました。

しかし、内海氏はその委員会にそもそも出席していませんでした。内海氏は、ねつ造文書をまかれたということで、そのビラを配布した運動員等を刑事告発しました。

告発された鈴木陣営の運動員が、次々と前橋地検に呼ばれ、鈴木町長は大変苦しい思いをしました。

そこで鈴木町長は、原田卓士氏に、内海氏が刑事告発を取り下げられるように交渉を依頼しました。告発の取り下げにあたり、鈴木町長は 250 万円を払うことを約束しました。250 万円のうち 100 万円は原田氏がもらいました。

また、水上町の K 寿司 2 階で内海氏と原田氏、木檜議員が会合し、木檜議員が謝罪し、100 万円を内海氏に渡しました。

残りの 50 万円は、K 寿司への支払い等に使われたようです。

その後、原田氏が鈴木町長に 500 万円の援助を要求したようです。

鈴木町長は、告発の取り下げの話し合いも進み、感謝の気持ちもあったので、この要求に応じました。

役場職員のI氏を勤務時間中に村長室に呼び、500万円の入った封筒を渡し、原田氏に届けるように指示しました。

I氏は、見晴館にいる原田氏にその封筒を届けました。その時にI氏は、原田氏から領収書をもっていない。

村長が、役場職員に、このような指示を出していいのか、非常に疑問があります。

町長は以上のことに道義的責任を感じているのか、答えてもらいたい。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) ただ今の島崎議員の質問は、18年余り前のことであります。

相変わらずの質問でありますけれども、今回の一般質問の通告と大分内容が違いますね。

私が議員から、頂いている質問の内容と大分中身が違うのですけれども、質問を頂きましたから、丁寧にお答えいたします。

通告いただいたものと、ただ今の質問を総合しますと、私が63年の時に、新治村長選に出ました。その時に相手陣営から、捏造文書が撒かれたということで刑事告発がされたと、それをH氏に頼んで、それを取り上げてもらったと、その謝礼として、感謝の気持ちを持って、相手方に500万円を払ったと、そして、この500万円については、役場職員にこれを勤務中に依頼して、相手方に届けたと、さらには、その時に領収書はもらっていないという一つの内容であります。

そもそも島崎議員とはですね、もう18年前のいろんな問題について、何回となく、この場で議論もし、お答えもしてきた経緯があります。

その中にありまして、私は、島崎議員の1億円収賄の虚偽発言によって、私の人権を著しく傷つけられたわけでありまして、このことは終生忘れることはないでしょう。

町議会では、「疑惑解明調査特別委員会」を設置して、その発言内容の調査と事実解明が行われましたが、9月定例議会において委員長からは、「事実がなかった」と報告がありました。ご苦労頂きました議員各位に心から感謝申し上げます。

その中で、今回の質問にも皆、関係してくるのですけれども、その時に委員長は、「何でも質問して良いのではない。質問には十分な調査・研究をして、自分で絶対的な確証を持ってすべきである。憶測や思い込み、個人的な感情のみで質問すれば、相手の名誉を侵害することになる」と勧告しております。

私は、議会制民主主義の中であって、委員長は極めて大事なことを勧告されたと伺っております。

議場は、「町民意思反映の場」であるが、だからと言ってルールを守らず何でも言ったら、道理が通らなくなります。

公選で選ばれた私達は、投書や人の言葉から即発言するのではなく、自分で調査・確認してから発言すべきであり、当然のこととして、発言には全責任を持たなければなりません。

私達は、日本国憲法の下に生存する国民であり、したがって「自由と民主主義と基本的人権」を剥奪する行為は断じて許されず、町議会は議会の権能において、遵守されることを熱望しております。

以上のことから、島崎議員の質問を拝聴しておりますと、相変わらず懐疑的で、情報の調査もしない、しかも一方的に断定する発言内容に呆れております。

今回の質問は、まず何を聞きたいのか、その趣旨が極めて不明であります。

そこで今回の質問に当たりましては、「H氏」とか「I氏」とかいう言葉で通告がありましたけれども、ただ今の発言では、具体名として、原田卓士氏という話が出ました。

この「H氏」と「原田卓士氏」というのは同じ人なんですか。

9 番（島崎栄一君） そうです。

町 長（鈴木和雄君） ただ今、同じ人物であることが確認されました。

質問される前提の事実には誤解と言うより、ねじ曲げた事実が余りにも多い。

また、言われていることは、今から18年余も前の事であり、大筋は理解しておりますけれども、詳細についてはよく記憶はしておりません。

私が、昭和63年の新治村長選挙の時に告発を受けたが、これは大山桜会報に私の「当選を期す」という表現があったことから、法定外文書として、警察の捜査があったものであり、山一カレット問題ではありません。

250万円は、告発者側が依頼した弁護士2名の弁護士料等の趣旨であったと記憶しております。

私が、H氏に500万円を貸したのは事実であります。

この金は、当時の役場職員に頼んで届けたが、勤務時間内ではなく、個人的に依頼したものであります。

以上の事実については、裁判所の司法判断を受けております。

したがって、島崎議員の質問の前提は、H氏の虚偽証言を真に受けて質問しており、この様な虚偽事実を一方的に公の場で述べることは、冒頭申し上げた通り、厳に慎むべきであり、町議会議員としての資質を疑わざるをえません。

この事件は、私を原告に、H氏を被告とする「貸金請求事件」であります。

私は、昭和63年11月9日付けで、H氏に500万円を貸付けましたが、返済がないので、平成11年6月4日に前橋地裁に提訴しました。

平成13年3月22日に原告勝訴の判決が出ましたが、被告は控訴しました。

東京高裁は、平成13年6月18日に控訴棄却の判決があり、私は債務者のH氏に強制執行できる権利を得ました。

以下の答弁は、判決文等に基づいてお答えいたします。

まず、私の請求原因ですが、私は被告に対し、昭和63年11月9日に弁済期を昭和64年3月10日として、金500万円を貸し渡しました。よって、被告は原告に対し、消費貸借契約に基づき、元金500万円及びこれに対する弁済期の翌日である、平成元年3月11日から支払い済みまで、民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払い請求を求めました。

請求原因に対する認否では、被告は昭和63年12月頃、原告から役場職員を通じて、500万円を受け取ったことは認めるが、これは次の理由から謝礼として受領したものだと言っております。

一つ目、新治村議会議長当時の昭和62年に、前橋市の日東工業が下水道工事を村から請負い、原告が3%の謝礼を日東工業から受け取ったという噂があることを被告が原告に教えたため、日東工業に手を打って、打ち消すことができたこと。

二つ目、昭和63年7月の村長選に原告が立候補し、対立候補が文書違反で原告を告発して受理されたことから、被告が原告から告発の取り下げ交渉を依頼され、取り下げることに成功したこと。

三つ目、昭和63年頃、山一カレット（産廃業者）を原告が誘致して反対運動が起こっ

たので、被告が反対運動を抑えることを頼まれて抑えたこと等を挙げて、その是非は別として、反論をしております。

以上のことについて、裁判所の判断は次の通りであります。

一、「借用証書」と題する書面には「返済期日を昭和64年3月10日として、金500万円を借用した」趣旨の記載があるところ、その文末には被告の署名捺印があるから、特段の反証がない限り、借用証書は真正に成立したものと推定される。

そこで反証の有無について検討すると、被告は本借用証書に関して「原告から受領した500万円について、後で恐喝と言われると困るため、便箋に名前と印を押して渡したことがある」旨を供述するが、白紙の便箋に署名捺印して原告に交付しても、原告との間の500万円の授受が恐喝に基づくものでないことの証明に何ら視する点はなく、被告の供述内容に合理性があるとは言い難い。

また、借用書の文字の配置や被告の署名捺印の位置はごく自然であり、借用書の体裁から被告の供述を裏付けるような形跡を見出すこともできない。

従って、借用証書の成立を覆すに足る反証があったということとはできない。

二、原告は『「500万円を貸して欲しい、短期の借用で良い」旨の申し出を被告から受け、当時の新治村役場職員に依頼して、被告が滞在していた見晴館に500万円を届け、その後、職員が借用証書を持ち帰った」旨を供述しているから、この供述と借用証書を総合すれば、原告と被告との間で消費貸借契約が締結された事実を認定することができる。

三、他方、被告は原告から500万円を謝礼として受領したと主張し、これに沿う証拠も存するが、原告が被告に対して何らの謝意を有していないとしても、無利息・無担保で500万円の融資を受けること自体、被告にとっては少なからぬ利益と言うことができるから、直ちに500万円が謝礼として贈与されたということとはできず、未だ認定を覆すには足りないとしております。

以上のことから裁判所の結論は、原告の請求は全部理由があるから、これを認容することとし、判決されました。

以下、判決文。

主 文

一、被告は原告に対し、金500万円及びこれに対する平成元年3月11日から支払い済みまで、年5分の割合で金員を支払え。

二、訴訟費用は、被告の負担とする。

判決に基づき、私は強制執行を行いました。

平成16年8月30日現在の請求額は、8,868,169円でありました。

平成17年1月13日には、差押えによる交付金5,593,226円を受けました。その内訳は債権元本金に対する損害金3,868,169円、債権元本金の内金として、1,725,057円であり、3,274,943円が未払いとなっております。

島崎議員の質問によると、H氏が鈴木町長に500万円の援助を要求した。

鈴木町長は告発の取り下げの話も進み、感謝の気持もあったので要求に応じた。

町長は職員に依頼し、500万円をH氏に届けた。その時にH氏から「領収書をもっていない」と言っているが、裁判所も認めた「借用証書」が、ここにあります。

島崎議員に重ねて言いますけれども、「質問は、投書や人の言葉を信じて、即質問するのではなくて、自分で調査・確認してからすべきであり、発言の全責任を持つことは公人として当然である」ということを重ねて申し上げ答弁いたします。

- 議 長（傳田創司君） 9 番島崎栄一君。
- 9 番（島崎栄一君） 今回の質問については、裁判所の調書を基にして質問していますので、調査も確認も確証もあります。
- 今のですね、返答の中でですね、まず、その文書違反は山一とは関係ないっていう話なんですけども、こちらに告発状があります。告発が内海さんです。その中でですね、書いてあります。
- 三、そして、本件第 5 号の 2 面左下段の記事は一般廃棄物処分場問題についての問答式記事になっている。同記事の関連質問の項目で地域住民に説明しなかったことが問題になっていますが、議会の委員会で説明しなくても良いという意見が出たと聞いていますが本当ですかとの質問に対して、同村会議員木檜一が、次のように回答したとしている。
- 厚生観光商工常任委員会で布施宿くらいは説明した方が良いという意見を出したましたところ、執行側より国や県の安全基準に沿った施設であるとの説明がありました。そのとき、某議員より「それ見ろ、村が安全だと言うのに、そんなこと必要はないとの発言がありました。そして、さらに「それは誰が言ったのですか」との質問に対して、木檜一は、「当時の布施宿から出ていた議員さんです」と回答したとし、一同爆笑で終わっている。
- ですから、当選を期すつつうことだけで訴えられたんじゃないかって、言ってもないことを書かれたので、内海さんは告発しているということで、鈴木さんの回答は違っています。
- 当時のこの大山桜会報のビラのコピーありますんで、ここにちゃんと書いてあります。
- 議 長（傳田創司君） 9 番島崎栄一君に申し上げます。
- 質問事項は、「町長の業務命令に対する疑問」となっておりますが、今の再質問の内容を聞いておきますと、その範囲を超えておりますので注意いたします。
- 9 番（島崎栄一君） で、次にですね、500 万円のことなんですけども、町長はまあ貸したんか、くれたんかっていう裁判のこと、随分長々とやって時間つぶしちゃいましたけども、貸したんでも、くれたんでも、どちらでもいいんですね、私としましては。
- 渡したと、援助したということが問題だと。
- で、こちらにですね、鈴木和雄氏、町長の裁判の調書があります。その中で・・・。
- 議 長（傳田創司君） 再び、9 番島崎栄一君に申し上げます。
- 町長の業務命令に対して質問してください。
- 9 番（島崎栄一君） 関連してます。
- 本件の、これ本人が言ってるんですよ。本件の 500 万円を被告に貸した直接の理由は、私が初めて村長選挙に出馬したときの後始末の問題があったからですと。
- 選挙が終わった後に、後始末で 500 万円貸す必要は普通ないですね。おかしいですね。
- このようなことに、500 万円を貸すという行動に道義的責任を感じないんですか。
- さらに貸す、貸さないではなくて、250 万円は払ってますよね、弁護士費用として。それも書いてあります、調書に。本人が言ってます。「はい、それで弁護士費用として」、ああ告発が取り下げられたことはすぐに知ったのですかという質問に対して、「はい、それで弁護士費用として 250 万円を支払いました」と。告発された人がですね、告発した人に弁護士費用払うなんつう話は聞いたことがありません。
- うしろめたいんじゃないかな・・・。
- 町 長（鈴木和雄君） 何て言ったの、それ。
- 9 番（島崎栄一君） 鈴木和雄の調書ですね。
- 町 長（鈴木和雄君） 陳述書？

- 9 番 (島崎栄一君) 調書、調書、調書です。
- 町 長 (鈴木和雄君) それを私が書いたって言うんですか。
- 9 番 (島崎栄一君) 書いたっていうか、言ったことですね、貴方が。
- 町 長 (鈴木和雄君) 私が言ったことなら、陳述書を持っていますよ。
- 9 番 (島崎栄一君) 陳述書も持っていますよ。ちょっと、俺の、黙って下さい。
その問題の核心がですね、本件の500万円を被告に貸した直接の理由は、私が初めて
村長選挙に出馬したときの後始末の問題があったからですと。このような目的の金を職員
に運ばせたり業務命令に道義的責任を感じないのか、そのことを返事をして下さい。
- 議 長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。
- 町 長 (鈴木和雄君) 今のことは、それは何を基にして言っているんだろう。
- 9 番 (島崎栄一君) ちゃんと返事して。
- 町 長 (鈴木和雄君) いや、それはわからないからだよ。
- 9 番 (島崎栄一君) 平成11年わ第29号、期日平成11年11月18日午前10時30分、
鈴木和雄、年齢58歳、調書、調書ですよ。
- 議 長 (傳田創司君) 発言は起立をして行って下さい。
町長鈴木和雄君。
- 町 長 (鈴木和雄君) 今の島崎議員のその調書たるや何か分かりませんが、先ほど言いま
したように、この問題については前橋地裁、高裁等で、要するに判決を得た事件でありま
す。その中にそれぞれの調書等が当然請求原因、それから罪状認否等々、それは資料とし
てあるわけです。私自身もそれを先ほど基にしまして答弁をいたしました訳でありますけれど
も、やはり貸したものはやはり貸したのですよね。
- 9 番 (島崎栄一君) だから、貸したんでもくれたんでも関係ないって言ってるんですよ。
- 町 長 (鈴木和雄君) だけど、貸したんでも、くれたんでもって。
- 9 番 (島崎栄一君) 貸したんでいいですよ、貸したんでいい、貸したんでいい。何で貸したん
だか・・・。
- 町 長 (鈴木和雄君) 貸したんでも、くれたんでも関係ないということは、そういう一つの考え
方は私はおかしいと思いますよ。
実際のところ、なぜ貸したのか、それは貸した理由というのがあるわけですよ。
先ほども話が出ていますように、先ほどから議員が言われているようなことについて、
H氏がいろいろと力を貸してくれたこともありました。そういう中にありまして、H氏の
方から「お金を貸してくれ」と言う申し出がありましたので、彼自身もご兄弟等が金融機
関の仕事もやっておられましたし、「一時的なことだろう」と言うから、「500万円を一
時的に貸した」というのが実態ですよ。諸々のことを頼んで、どうのこうのだから謝礼と
してというのは違います。言うならば、H氏が裁判にあたっていろいろと陳述をしており
ますけれども、私の陳述もあるわけですね。その両方の陳述を基にして、裁判所は判決を
しているわけですから、やはりその法治国家である以上は、この裁判所の決定に従うこ
とが当然であろうし、またそれに基づきまして、私自身も強制執行を今日までしてきてい
るのですよ。
おかしいですか、おかしくないでしょう。もし、私がやっていることがおかしかったら、
裁判所が強制執行の判断を下さないでしょう、これ。
- 議 長 (傳田創司君) 9番島崎栄一君。
- 9 番 (島崎栄一君) あの、貸したか、くれたかの裁判でどういう結論が出たかっていうのを聞

いているんじゃないんです。その裁判の過程で出てきた、これは鈴木町長の陳述書ですけども、そこに、こういうことが書かれています。「私は昭和63年7月の村長選挙において、私の応援をしてくれた人たちが文書違反の疑いで告発され、6人も7人も警察に呼ばれ、大変苦しい思いをしました」ほれから、飛びましてですね、「少し、金に、このような機会に原田君から」、原田さんに本人に聞いたんですね、名前出して良いかって言ったら、出して良かってことなんで、H氏じゃなくていいんです。で、「少し金に困っているんで、500万円貸して欲しいとの申し出がありました。私は原田君は金融業的な仕事をしているのを聞いていましたので、一時的に資金が逼迫した事情でもあるのだらうと推測し、また、確かに対立陣営との話し合いも進んでいて、私自身感謝の気持ちもありましたので、これに応じることにしました」つつうことですよ。

町長（鈴木和雄君） それでいいんじゃないですか。どこがおかしいんですか。

9番（島崎栄一君） だから、告発の取り下げで金を使うつつうこと自体が道義的責任を感じないんかつつうことですよ。それから貸した、借りないで言うと。250万円は弁護士費用として払ってますよね。内海さんに謝罪して、木檜議員が謝罪して、悪かったということとで100万円渡してますよね。ということで悪かったんでしょ、やったことは。謝ってるということは、金まで渡していると言うことは。そのようなお金を職員に運ばせることに道義的責任はないんかって聞いてるんですよ。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

9番（島崎栄一君） ちょっと、待って、途中ですよ。

議長（傳田創司君） まだ、あるんですか。

9番（島崎栄一君） それから、それから運んだ職員は、裁判の調書の中で、原田さんに500万円渡したときに、領収書はもらっていないというふうに陳述しています、裁判所で。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） 今の陳述の関係について、では良く読みます。

「私は、昭和63年7月の村長選挙において、私を応援してくれた人たちが文書違反の疑いで告発され、6人も、7人も警察に呼ばれ、大変苦しい思いをしました。

このとき、告発した陣営の方たちに、告発を取り下げようように働きかけてきれると称して、私と対立陣営の内海さんとの間に入って行動してくれたのが原田君でした。

この解決策を相談するために何度か原田君とも話し合いの場所を持ちました。

このような機会に原田君から、「少し金に困っているんで500万円程貸してほしい。」との申し出がありました。私は原田君が金融業的な仕事をしているのを聞いていましたので、一時的に資金が逼迫した状態にでもあるのだらうと推測し、また、確かに対立陣営との話し合いも進んでいて、私自身感謝の気持ちもありましたのでこれに応じることにしました。それで私は貸す資金の出所をはっきりしておこうと考え、群馬銀行月夜野支店から借り入れを行って500万円の資金を作り、当時役場職員に頼んで原田君が滞在している見晴館へ届けてもらいました。当然渡すお金は貸すものですから、借用証書を作成してもらったことにしましたが、その証書が先程お見せしたものでありますけれども、これを持ち帰ってくれたと記憶しておりますし、持ち帰ってくれたから、今お示したように借用書があるわけでありませう。

したがって、要求に応じた、金をやった、貸したということを混同して言われていますけれども、いろいろとやってもらったからというのは違い、一時的な事として応じたということは事実ですけども、これはあくまでも貸したのですよ、これは。

要するに、H氏は貰ったのだと言う、島崎議員は今までいろいろなものを良い方向にもってってくれたので、村長がH氏の要求に応じて金を取られたのだと言う話を、島崎議員はそういう話をしますけれども、そうではありませんよ、これは。色々の経緯の中で、金を貸してほしいという要請に応えたもので、それを返済してくれないから、私は民事訴訟をやって、一つの方向を導き出し、その結論が勝訴したということですよ。

結局、職員については先程申し上げましたように、勤務時間内ではありませんので、別にどうのこうの道義的責任があるとかいう問題ではないと思います。また、感じておりません。

議 長(傳田創司君) 9番島崎栄一君。
9 番(島崎栄一君) 250万円は払っています。貸したのではなくて払っています。この250万円を誰に渡したんですか。誰に運ばせたんですか。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。
町 長(鈴木和雄君) この関係については、もう18年前のことですから、何処でどうのこうのというのは、もうあまり記憶はしておりませんが、要するに当時、この事件については、相手方については弁護士が2名おられた。その弁護士がすでにいろいろにお金も払い、要するにこれに対する一つの取り組みをしていたので、取り下げに当たってはこれだけのお金が必要だと、それで払っただけです、それだけです。

議 長(傳田創司君) 9番島崎栄一君。
9 番(島崎栄一君) 別に悪いこととしてなければ、取り下げてもらわないんですよ。潔白ならば、取り下げてもらわないんですよ。そのまま捜査してもらって、ああ無罪ですかって、結論が出るんです。金を払う必要はないんです。

鈴木町長ですね、本人の調書の中に、本件の500万円を被告に貸した直接の理由は、私が初めて村長選挙に出馬したときの後始末の問題があったからですって。直接の理由って言うてるんですよ。

町 長(鈴木和雄君) だから、それは何ですか、それは。

9 番(島崎栄一君) そのような調書ですよ、調書。

町 長(鈴木和雄君) だから、それは何ですか。

9 番(島崎栄一君) ちょっと待って。それで、そのような金を職員に運ばせたりね、悪いことをして取り下げてもらうのに金を払ったり、それから村民に議会での委員会のことを偽造して、捏造して撒くとか、そういう一般的な全体的の行動に対して、貴方は道義的責任を感じないとしたら、俺はおかしいと思いますよ。道義的責任を感じた方がいいんじゃないんですか。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) 今の調書をちょっと見せてくれます。

(確認後)お返しします。

原告、被告の陳述を基にしまして、何年間か、この裁判が行われました。先程、判決については、そういう勝訴という結論が出たわけですから、やはりその過程について、どうでもこうでもということをお此処で言ったところで誰が裁判官をやってくれるんですか。

すでに、もう何年も前に、裁判が済んでいることです。

私自身は先程、告発の問題がありましたけれども、文書違反を基にして沼田警察が選挙違反の取締本部を解散してから、私の相手方が前橋地検の方にこれを告発したわけです。

それによって、問題になったという事案なんです。私自身は、確かに公職選挙法の分からなかった部分はそれはありました。だから、そういう文書違反ということになったのでしようけれども、それはそれとして、当時はちゃんとそれなりの弁明もしてきた経緯があります。

いろいろな話し合いの中で取り下げとなり、ついては取り下げるに当たっては、いろいろな話し合いの中で、弁護士等々でいろいろお金が掛かっているから、250万円のことでその要望に応じて、お金を払って、そして、訴えを取り下げてもらったということなんです。これで、どこに何の問題があるのですか。

9 番 (島崎栄一君) だから、悪いことしてなければ、告発されたって、取り下げしないんですよ。

議 長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長 (鈴木和雄君) だから、それは、公職選挙法上に問題があったことはそれは当時から認めていますよ。

9 番 (島崎栄一君) 選挙違反して当選していいんですか。

町 長 (鈴木和雄君) だから、選挙違反をして当選してはお互いに良くないですよ。

9 番 (島崎栄一君) 良くないですね。

町 長 (鈴木和雄君) だけれども、そういう問題があった場合には、警察側が調査をして起訴する場合もあるし、または町民が刑事告発等してする場合がありますと思うのです。

刑事告発等々については、お互いに話し合い、合意が得られれば、それはよいのではないのですか。

けれど、警察側が良しとして、それを認めたわけですから、それに対して、私どもがおかしいのどうのこうのと言うのは、島崎議員ぐらいではないのですか。以上です。

議 長 (傳田創司君) 9番島崎栄一君に申し上げます。発言時間は既に40分となりましたので、会議規則第56条の規定により、発言は許しません。

議 長 (傳田創司君) これにて、9番島崎栄一君の質問を終わります。

議 長 (傳田創司君) 次の質問に入る前に申し上げます。

本日、議会だより等の資料のために議場内で撮影をしておりますことをご了解願いたいと思います。

また、先程、質問者7名と申し上げましたが、鈴木勲議員欠席のため、6名と訂正していただきたいと思います。

議 長 (傳田創司君) 次に、3番林一彦君の質問を許可いたします。

(3番 林 一彦君登壇)

3 番 (林 一彦君) 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回の質問事項は3点でございます。

1点目は、障害者自立支援法について、2点目は、群馬県観光局の中国からの誘客事業について、3点目は、NHK大河ドラマを利用したプロジェクトについてでございます。

まず、1点目、障害者自立支援法は、本年の4月より施行されました。この基本となりますのは、1981年の国際障害者年以降のノーマライゼーション、障害を持つ人も持たない人も平等で同じなんだという、この理念に基づいておりまして、1993年の障害者基本法や2000年の社会福祉法で障害者の自己決定、施設から地域へという基本方向が

示されました。

そして、障害者サービスは自立と社会参加を基本に掲げ、生活実態を踏まえた施策が進められてきました。しかし、この4月に施行されました障害者自立支援法は、今まで受けられていたサービスに対し、応益負担といたしまして一律10%のサービス料を払うことになり、障害者の人にとって大きな負担となり、その自立や生活をも脅かすこととなっております。

障害の重い人ほど、利用者負担が大きくなり、施設で働いて稼ぎ得る賃金よりもサービス利用料の方が上回る事例もあるため、障害を持つ方の働く意欲や社会参加の意欲を奪う危険性も出ています。

現在、みなかみ町における、この法の対象者は大変多く、身体に障害を持つ方が1,070名、知的障害を持つ方が170名、精神に障害を持つ方が160名で、実に1,400名の方々がいらっしゃいます。

この障害を持たれた人たちに対し、町独自の利用者負担軽減や助成などお考えでしたらお聞かせいただきたいと思います。

次に、2点目の群馬県観光局の中国からの誘客事業についてですが、これは国土交通省では、「経済財政運営等構造改革に関する基本方針2002」、これに基づきまして、外国人旅行者の訪日を促進するグローバル観光戦略を策定いたしました。

この戦略は、日本人の海外旅行者が年間約1,600万人であるのに対しまして、我が国を訪れていただける外国人旅行者は、その3分の1以下である5,000万人に過ぎないことから、その格差をできる限り早期に是正しようとするものであります。

そのため、本戦略の一つに上げられている外国人旅行者訪日促進戦略の一環といたしまして、ビジットジャパンキャンペーンが関係府省及び自治体、民間企業等が官民一体となって実施されており、2010年までに1,000万人の訪日外国人誘致を実現するための活動を行っております。

群馬県は、このビジットジャパンキャンペーン事業の地方連帯事業といたしまして、群馬県観光審議会で、群馬県国際観光振興戦略を策定し、同じく2010年までに来県する外国人観光客10万人を目標に上げ、様々な旅行商品の設定や中国での独自の商談会を開催するなど、中国市場への参入を本格化してきております。

特に中国では、富裕層が多いと言われる中国南部の広東省広州市などで独自の商談会を開いたり、路線バスのボディに群馬県の広告を入れたり、群馬県の温泉地をピーアールしております。

ここで質問ですが、みなかみ町としての外国人観光客誘致についての取り組み、または施策等、その考えがございましたら、お教え下さい。

3点目です。

NHK 大河ドラマを利用したプロジェクトについてであります。10月29日にみなかみ町合併1周年記念講演として、みなかみ町観光会館において、元祖ちび玉で人気を博している嘉島典俊氏の舞踊ショーが行われました。

当日の盛況ぶりは皆様、ご承知のとおりでございますが、嘉島典俊氏は、新治地区須川にある東泉寺というお寺さんが縁で、この地を何度となく訪れていただき、ここは私の心の故郷であるとまで言っていただけになり、猿ヶ京温泉にございます、まんてん星の湯「でんでこ座三国館」の名誉館長にまでなっていた経緯がございます。

また、新治中学校のブラスバンド部の生徒への指導とふれあいは、中学生の全生徒に形

には見えない素晴らしい教育となっていると考えます。

この嘉島氏が、来年のNHK大河ドラマ「風林火山」に武田信繁役として出演されます。この風林火山ですが、井上靖原作の戦国ロマン大河の決定版だそうでございます、武田軍の軍師・山本勘助主人公で、また天下取りを目指す甲斐の武将武田信玄とその前に立ちはだかる越後の上杉謙信を描いた全46回1年間にわたるドラマでございます。

このみなかみ町には、上杉謙信ゆかりの宮之城跡や逆さ桜など、縁やつながりも多く、これからもっと、もっと人気が出てくるであろう嘉島典俊氏等を活かしたプロジェクトを立ち上げ誘客の目玉事業としたらいかがでしょうか。

また、NHK大河ドラマで一年間宣伝してもらえるとすることは、発想を変えてみれば、巨額の広告宣伝費となりますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上3点の質問ですがよろしくお願いたします。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 林一彦議員のご質問にお答えいたします。

最初に障害者自立支援法についてのご質問でございます。

障害者自立支援法が、平成18年4月から施行され、障害福祉サービスの原則1割負担が実施されております。

「障害福祉サービス」は、サービスの必要性を総合的に判断するため、障害程度区分の認定調査を実施し、現在、調査結果と医師意見書により、利根沼田広域の審査会によりまして、障害程度区分の認定が行われております。

10月からは、「地域生活支援事業」が開始され、「相談支援事業」を始め、障害者を総合的に支援する体制づくりに努めておりますが、障害者自立支援法の施行により、各自治体の責務とともに、負担も増大をしているのが実情でございます。

そこで、障害者小規模作業所「あおぞら作業所」というのがありますがけれども、この作業所は、地域生活支援事業によりまして、市町村事業に移行するため、運営費の大半を占めていた県費補助金325万円あったわけでございますけれども、これが平成18年度限りで廃止をされるということになっております。

廃止に伴いまして、作業所の運営自体が困難となりますので、利根沼田市町村で協議検討を重ねまして、各市町村の負担金により精神障害者地域活動支援センターを立ち上げ、NPO法人あおぞら会に管理運営を委託し、事業を継続するために現在協議を進めているところであります。何とかこれが実現できるように努力をしていきたいと考えております。

また、聴覚障害者の方に関わります「手話通訳事業」ですが、平成19年4月からの全面的な市町村事業移行に伴いまして、障害者団体からも手話通訳事業を継続する要望をいただいております。

職員の配置等も含めまして、町村単独での事業の継続をとということでございますけれども、なかなか各町村では、単独では困難であろうと推測されます。

そこで利根沼田広域圏で自立支援法の施行に係る対応について協議するため、ワーキンググループを立ち上げて、これに対する最善の方法はないかということで現在検討をしております。

各市町村長も、これにつきまして、同意をしていただいておりますので何らかの期待される方向が見い出せるのではないかと、それを出すためにまた努力をしていきたいと考えております。

次に障害者の方の「外出支援サービス」につきましても、10月から市町村実施事業の「移動支援事業」に移行しました。支援法施行前は、社会福祉協議会に委託し実施をしておりましたが、宿泊を伴う場合の移動支援については、人的・経費的な問題によりまして継続が困難であるということも伺っております。これも現在、この事業の継続につきまして社会福祉協議会と協議中でございます。

さらに新規事業といたしましては、4月から障害者の皆様を将来にわたり支援していくために、心身障害児・障害者の介護を行う保護者が一時的に介護できない場合に、介護を委託できる、いわゆる「生活サポート事業」にも、この4月から取り組んでいるところであります。

そこで林議員のご質問でございますけれども、障害者支援法の施行に伴って、負担が一割ということになりまして、その一割が極めて大きい、関係者にとりましては、大きな金額になってしまうわけで、これに対して何とか軽減策が取れないかというご質問であるわけでありまして。

私自身も、町独自で軽減措置ができないかということをお考えまして、現在保健福祉課において検討しております。人員の1,400数十名の関係者がおられるわけでありまして、この一割に当たる部分が約6,000万円ぐらいになるわけですね。これを一割といたしましても、600万円ということになりますし、大変に大きな金額になってしまいます。しかし、現実を見るときに何とか手当を軽減措置をとって、少しでも負担を軽くしたいという気持ちであります。

現在のところ、どのくらいにできるか、結論はまだ出ておりません。

さらにこういう中にありまして、国の方としても一割という問題に対して負担が大きすぎるという問題から、現在国、厚生労働省におきましても、障害者自立支援法の運営に関する改善策等について、現在検討されているという情報が入っております。

その中に利用者負担のさらなる軽減、利用者に対する激変緩和措置、新たなサービスへの移行等のための緊急的な経過措置等を考えているということでもあります。

したがって、町独自のことにつきましては、国の動向等も良く見極める中で何とか少しでも軽減措置ができるように努力をしていきたいと現在考えているところであります。

支援法も本年10月に本格施行しましたが、法の施行後も急激な制度変化によって障害者福祉の現場で様々な問題が発生しております。

今回はこれらを踏まえての改善策が具体化していくようにと考えておりますけれども、これらの取り組みを見極めながら町としてもしっかりと対応をしていきたいと考えているところであります。

また、障害者自立支援協議会についてですが、地域の特徴を生かしたサービス体制や、障害者が身近なサービスを利用できる、障害者が利用しやすい町づくりの取り組みを推進するために、障害者自立支援協議会の設置が義務付けられております。

利根沼田圏域で、大きな地域格差が生じないように、また、地域の実情に応じた、より効果的な支援を実現していくために、利根沼田圏域に設置をして、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

自立支援法は、現場では批判する声も多く聞こえますが、まだ走り出したばかりの法律でありますので、関係機関としっかりと連携を取りながら、障害者一人ひとりに適したサービスが利用できるように努力していきたいと考えておるところであります。

次に2点目の群馬県観光局の中国からの誘客事業に対する町の対応はどうかというご質

間でございます。

近年の観光を取り巻く状況については、すでにご案内のとおりでありまして、国内観光は頭打ちであり、減少傾向にあります。

一方、海外からの訪日旅行者は、順調に推移しておるようでありまして、今後大きな伸びが期待がされているところであります。

こうしたことから、観光立県を推進する群馬県は、アジア諸国からの観光客を呼び込むため温泉地やスキー場に大型店を組み合わせた観光ルートの開発などを行うとともに、11月5日から8日まで中国広東省において、商談会を開催されました。

町におきましても、積極的にこの商談会に参加をいたしました。町職員も参加し、なお、林議員にも観光協会、商工会のお立場でご参加をいただきまして、大きな成果を上げて頂いたところであります。誠にご苦労さまでございました。

商談会の報告では、広東省の旅行者や学校関係者が日本に強い関心を持っていること、日本に来て地域の人々との交流や体験を求めていること、さらには、みなかみ町には、アウトドア・たくみの里・雪などの有効な観光資源が多いこと等が上げられる一方、まだまだ群馬県の認知度は低いため一層の宣伝が必要であるとも言われております。議員のご質問の誘客事業に対する町の対応はどうかということでもありますけれども、町におきましても、今後の観光を考えたときに、国際観光の推進は重要課題であり、特に中国は経済成長が著しく、未整備な中国国内観光より、多くが海外旅行を希望しているようであります。

こうした現状から、訪日外国人旅行者が町に来て頂くためには、受け皿の整備が必要となってきます。

既に、こうした外国人旅行者を受け入れている旅館・ホテルもありますけれども、言葉の問題や習慣・文化の相違など、受け入れに消極的な旅館等が多いのも現実であります。

町としては、新治・月夜野・水上地区において、中国語講座の開催や外国人旅行者受け入れのための接遇研修会などを開催しているところでございます。

また、県が招聘する中国・韓国・台湾からの旅行エージェントの商談会や歓迎会も、ここ数年増えきておりますので、観光協会・旅館組合と連携し積極的に受け入れていきたいと考えております。

今後は3つの観光協会が合併して、法人格を持って活動するという方向を示していただいておりますので、その中で外国人旅行者の受け入れや宿泊環境の整備、体験メニューやツアー設定など、自主事業の中でも大きなウエイトを持ってくるものと期待をいたしているところでございます。

群馬県は外国人旅行者を2010年までに、議員言われますように、現在の5万人から10万人にしようとする数値を掲げて取り組んでおりますので、町としても県と協調して、県の事業には積極的に参加をするとともに、受け入れ態勢の整備を進め、外国人旅行者の誘客拡大を図って参りたいと、このように考えておるところでございます。

次に、NHK大河ドラマ「風林火山」を利用した「風林火山プロジェクト」を立ち上げたらどうかというご質問でございます。

議員言われましたように、10月29日の合併一周年記念事業「嘉島典俊氏舞踊ショー」では、大変なご協力をいただきまして誠にありがとうございました。無事一周年を記念する事業ができましたこと、重ねて感謝を申し上げます。

嘉島典俊氏は、でんでこ座三国館の名誉館長として大変お世話になっておりますが、こ

のたびのNHK大河ドラマ「風林火山」への出演が決定して、既に収録が始まっていると伺っておりまして、大変喜ばしいことであり、放映を楽しみにしているところであります。

さて議員のご質問は、「風林火山プロジェクト」を立ち上げ、町おこしや観光誘客に活用してはどうかというご提案であります。大変良いお話だと思いますので、嘉島氏とご縁が深い方や観光関係に携わる方々等と、プロジェクト立ち上げに向けて、協議を進めていきたいと考えております。

その中で組織の位置付けについては、例えば、でんでこ座三国館に関わります「三国館運営委員会」の中に位置付けするか、あるいは独立した組織とするか、また組織のコンセプトは、具体的な活動は年間計画等、検討しなければならない課題が考えられます。

いずれにしても、観光みなかみ町の活性化の一つの方策として活用し、そのための努力を重ねていきたいと考えております。今後は、関係者にご相談をさせていただきますので、その折はよろしくお願いを申し上げます。

この「風林火山」は、来年1月7日から放映をされると承知いたしております。

嘉島氏が、出演されるのが来年の3月頃と伺っておりますけれども、新年早々この風林火山プロジェクト立ち上げについてその方向付けをしっかりと示す中で、これに取り組んで参りたいと考えているところであります。以上です。

議 長（傳田創司君） 3番林一彦君。

3 番（林 一彦君） 1点目の自立支援法のことにつきましては、町独自の利用者負担軽減を考えているという答弁で本当にありがたくお聞きしました。

関連することですので、質問させていただきたいと思うのですが、今みなかみ町で養護学校、養護関連の学校に在籍している児童生徒は43名を数えるそうですが、問題は卒業後の進路のことです。

みなかみ町は、月夜野に福祉作業所がありますけれども、これが定員15名でいっぱいの状態です。

また、障害者ディサービスは、みなかみ町で3名、沼田市と昭和村に各一つずつありまして定員6名、計12名でいっぱいの状態です。

このような状態の中で、障害者を持つ親御さんの中には、こういった施設の空きができると、養護学校の高等部を辞めさせてまで子供を作業所に入れる方も少なくありません。これは定員がいっぱいで何時入れるか、卒業して入れるかという保証がないからでありまして、高等学校は義務教育ではないから、それもまた良いのではないかというような意見も聞かれそうですけれども、養護学校の高等部は障害を持つ子供にとって、一個人の人間形成の場として友達と一緒に、友情を育んだり、仕事の技術や知識を高める非常に大切な時期であります。それを途中で学校をやめさせなければならないということは本当に残念でなりません。

障害者施設の定員増などの要望に対し、どのようなお考えをお持ちであるかお聞きしたいと思います。

議 長（傳田創司君） 保健福祉課長原澤和己君。

（保健福祉課長 原澤和己君登壇）

保健福祉課長（原澤和己君） 待機の関係については、現在のみなかみ町の状況としては知的または身体の入所、通所の施設から寮から現場に通勤して自立した生活を訓練する通勤寮を含めまして、13名が待機をしている状態にあります。

福祉作業所の関係については、福祉作業所ピッコロであります、当初3ヶ町村で8名

程度の通所者でスタートしております。

現在、ご質問のとおり、平成15年度に現在の場所に移転いたしまして、トイレの改修、また段差解消等を実施して、県の補助要項である3型、定員15名で運営を継続している経過でございます。定員増については、先般、榛名養護学校の保護者の懇談の中でも定員増員の意見等がありました。今現在その意見等も踏まえ、増員をした場合の面積要件や指導員体制等を県に確認中であります。

現在は、この作業自体は知的身体障害者に対し、通所の方法によって、自立に必要な訓練をまず行っているところでありますが、将来的には、県民局の指導も受けておりますが、将来的には精神障害も受け入れ可能な作業所として取り組みを行っていきたいと考えております。

これらを含め、現在も県民局の指導を受けいているところでありますが、来週20日の水曜日に県へ協議に行く予定であり、通所される方が無理のない範囲で自立をした生活を送れるよう応援をする作業所の仕組みを職員一同で作っていきたいと考えております。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） ただ今の福祉作業所ピッコロの関係でありますけれども、現在定員15名ですよね。

しかし、障害者養護学校等に行っておられる人数等を考えますと、やはり現在の施設ではあまりにも狭すぎると、もっと定員増に結びつけるように努力しなければならないと考えております。

合併して3町村が一つになったわけでありまして。前々からこの事業は、旧3町村で取り組んできた事業ですけれども、合併を契機に合併特例債等を活用しながら、施設整備等もし、さらに施設拡充をする絶好の機会であろうと今考えているわけでありまして。

そういう中で現在保健福祉課の方で県を始めとして、関係機関と協議をしております。

できるだけ方向付けが早くできるよう努力をしたいと考えておりますので、引き続き議員におかれましてもご支援頂ければと思います。よろしく申し上げます。

議 長（傳田創司君） 3番林一彦君。

3 番（林 一彦君） 自立支援法については最後の質問にさせていただきますが、先程町長申されました地域自立支援協議会、この設置についての進捗状況と取り組みについて、また担当課を含め、職員の障害者に対する意識の変化ですとか、向上等感じるところがあれば教えて頂きたいと思っております。

議 長（傳田創司君） 保健福祉課長原澤和己君。

（保健福祉課長 原澤和己君登壇）

保健福祉課長（原澤和己君） まず、自立支援協議会については、現在、障害者施設の経営困難の問題、あおぞら作業所の補助金の廃止でありますとか、障害者程度区分の研究や準備不足等の問題等が自立支援法等の中で指摘を多くされております。

それらに対応するため、広域での共同設置に向けて、実務担当者レベル、また障害担当課長会議の細部協議を現在進めているところであります。

いずれにしても、本年中に方向付けをしまして、協議会に障害者代表の方もぜひ参加をして頂き、障害者当事者の声が届く協議会を本年度中、または来年早々に早急に立ち上げていきたいと考えております。

つづきまして、職員の意識の高揚については、先般、手話通訳教室について全職員に対しアンケート調査を実施し、多くの職員から受講の希望がありました。

これについて県民局にお願いをして、経費的補助、また講師の派遣等についてサポートして頂けることになりました。これらを含めて、今後どういう形で進めるか分かりませんが職員全員が参加できるような体制で実施していきたいと考えております。

また、福祉作業所ピッコロの自主製品のクッキー等の販売も各支所、本所で定期的に実施をしておりますが、30分程で支所も本所も完売するような状況であります。

また新しく、名刺の作成等も取り組み始めておりますが、多くの職員に協力を頂いております。また作業所では新しく、みそパン・ロールパン作りにも楽しく通所の皆さんが取り組んでいますので、これらの新しい製品を通じて、手話教室も本当に習得するには2～3年かかると思いますが、小さな取り組みから障害者福祉に関心を持つ職員が一人でも多く育っていくことを期待しながら、これらの事業を継続していきたいと考えております。

議 長(傳田創司君) 3番林一彦君。

3 番(林一彦君) 手話通訳の教室は、通年では行って頂けないのでしょうか。

議 長(傳田創司君) 保健福祉課長原澤和己君。

(保健福祉課長 原澤和己君登壇)

保健福祉課長(原澤和己君) 手話通訳については現在、希望職員の集計をしております。勤務中が良いのか、勤務外が良いのか、その時間等の細部について詰めておりますので、できれば年間を通じて継続をしていきたいと考えております。

議 長(傳田創司君) 3番林一彦君。

3 番(林一彦君) 2点目の中国からの観光客誘致についてですが、現在中国からの観光旅行形態が東京5日間や京都5日間というパック旅行が主流であると現地の駐在員の方からの報告を受けましたけれども、この東京5日間の中の何日間かでも、みなかみ観光等をアピールしてみたいかでしょうか。

みなかみ町には魅力いっぱいの温泉や山岳、雪、スキーを含めたアウトドアスポーツや匠体験、そして観光農園などの観光資源がたくさんあります。この資源を活かした観光ルートコースを設定し、提供して多くの外国人観光客誘致に努めていただきたいと思います、また町のホームページ等、案内板の看板等を英語、中国語、韓国語を表示して頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

議 長(傳田創司君) 観光商工課長阿部一司君。

(観光商工課長 阿部一司君登壇)

観光商工課長(阿部一司君) 現在、町が行っておりますのは、やはり外国人旅行者を対象とした、県が間に入りました、県との協調事業が中心であります。

林議員、お話の東京5日間、京都5日間ツアーということですが、こういったものも今後は、現在の受け皿、整備ができていく中で考えていきたいと思いますが、もう一つは現在観光協会が合併という方向で動いておりますので、観光協会等にも投げかけをしまして、自主事業の中で協力しながら、取り組んでいければと考えておりますのでよろしくお願いたします。

また、ホームページ、看板等のお話がありましたが、看板については現在整備を進めている看板は一応4ヶ国語で進めております。大きさによっては2ヶ国語というのもありますが、とにかく看板については外国語表示を標準で行うように進めております。

また、パンフレットについては、現在は総合パンフレットは日本語なのですが、個々の施設紹介のチラシ等は外国語を使用したチラシ等も進めております。

いずれにしても、パンフレットについても4ヶ国語、スペースの問題もありますので、

もしかすると 3ヶ国語になる場合もあるかもしれませんが、そういった方向で進めてはおります。よろしくお願ひします。

議 長(傳田創司君) 3番林一彦君。

3 番(林 一彦君) 3点目の質問で、大河ドラマ風林火山にマッチさせたプロジェクトが各地で立ち上がっております。

長野市の風林火山プロジェクトなどの実行委員会は特別企画展を開いて予想入場者数17万人を予定しております。また、山梨県甲府市では甲斐の国風林火山博を一年間開催いたします。

このようなものを上げると、みなかみ町にはちょっとピンとこないかなとも思いますが、興味深いもので新潟県糸魚川市根知地区のプロジェクトなのですが、根知地区は旧根知村で人口1,500人ほどの小さな町なのですが、この機会、チャンス逃すまいと根知プロジェクトを立ち上げて、戦国時代の歴史街道「塩の道」を売り出そうと取り組み中であります。

巨額の予算をかけるばかりがプロジェクトではありません。金がなければ知恵を出せということで、いろいろな知恵を持ち寄って立ち上げて、いろいろなプロジェクトをやっている地区と、ネットワークを張って仮称であります、「風林火山プロジェクトをつなぐ旅」ですとか、シンポジウムなどで話題を提供したりすることはできると思いますので、まず観光協会などでプロジェクト委員会など立ち上げて対応してみたらいいのではないかと思います。以上をもちまして一般質問の方を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

議 長(傳田創司君) これにて、3番林一彦君の質問を終わります。

議 長(傳田創司君) 次に、10番高橋市郎君の質問を許可いたします。

(10番 高橋市郎君登壇)

10番(高橋市郎君) 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、水道事業について一般質問を行います。

私たちの生活にとって、毎日欠かすことのできない水、その生活用水を安定的に供給することが水道事業の大きな目的であり、行政にとって水道事業は住民サービスの重要な事業でもあります。

将来に亘って、安全な水を安定して供給することができる体制の構築こそ、行政に課せられた使命であることは申すまでもありません。

しかしながら、先の「広報みなかみ10月号」に掲載された行財政改革調査会第2次答申での水道事業の危機的状況との報告を見て、町民が受けた不安は大きなものがあるように思います。その不安を解消し、安心して、みなかみ町に住み、暮らせるよう改善策を講じなければならないのではないのでしょうか。

財政シミュレーションにあるように、15年後の町の人口推計は17,000人というものであり、毎年400人減との厳しいものであります。その推計を基に、水道事業の経営改善計画をきっちりと組み立て、将来に備えるべきではないのでしょうか。

森に生まれ、水源地みなかみ町、イメージ的には水に恵まれた環境でありながら、実際には水に苦労しているのが現実であります。

私達の英知を結集し、豊かな住み良いみなかみ町実現のため、水道事業の健全化を図るべきと考えますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 高橋市郎議員のご質問にお答えいたします。

みなかみ町の水道事業について、改善計画等を含めてどのように考えているかというご質問でございます。

みなかみ町には、現在31ヶ所の水道事業があり、水道事業10ヶ所、簡易水道事業13ヶ所、組合管理8ヶ所であります。

平成17年10月1日から18年3月31日までの17年度半年間の水道事業決算は739万円余りの純損失で、合計未処理欠損金は4億9,500万円余りとなっております。

滞納につきましては、12月5日現在で水上地区1,016軒、その額1億3,500万円、全滞納額の75%であり、新治地区が299軒、4,198万円、23%であります。月夜野地区は115軒、346万円、2%でありまして、合計1,430軒で、1億8,033万円あります。その他、一時借入金1億5,000万円あります。

このような中で、企業債残高、借金残高がどれくらいあるかと言いますと、約23億5,000万円が償還しなければならない金額としてあるわけでありまして。

施設の老朽化については、配水池等の設備が全般的に古くなってきており、緊急を要する施設より順次修繕を実施しております。

具体的にはメーター器の耐用年数切れが水上地区では2,781個中2,547個、92%であります。新治地区では2,343個中1,520個であり、65%、月夜野地区は4,372個中0個となっております。

石綿管につきましては、水上地区6.6km、新治地区約2km、月夜野地区約500mの残りとなっております。石綿管については国・県の指導もあり、できるだけ早く更新を実施したいと考えております。

水道料金の改定については、旧水上町が平成16年8月に県に健全化計画として、18年から料金を80円にしたいとする計画書を提出した経緯がありました。この料金改定は「町村合併法定協議会」でも議論されまして、段階的に調整することで合意されておりました。

そこで今年度に入りまして、私は「行財政改革調査会」に、本町の水道事業と同会計は危機的状況にあるので改善策をご提言願いたいとお願いし、さらに水道料金の統一化については、「水道料金審議会」にご検討をお願いしました。

それぞれ答申という形でご提言を頂きました。

「調査会」からは①水道料金の滞納と圧縮、②料金の改定、③会計の見直しと統合、④水道管理者の設置等、4項目にわたりましてご提言をいただきました。

特に水道管理者の設置については、「現在の水道事業の赤字は20年という極めて長い年月の間に生じたものであり、これを水道料金の値上げ等で、短期間に解消することは困難である。併せて、町長の片手間のできる状況にない」としております。

そして、水道管理者は経営者としての目と耳と経験を持ち、現状と問題点及び改善策を含む今後の運営方針をつくり、町長に具申・提言できる者でありたいとしております。

私はこの答申を謙虚に受け止めまして、来年度からこの趣旨に沿った体制をスタートさせたいと現在考えております。

また、水道料金審議会からのご提言は、全てを尊重し、答申通りの内容で今例会に条例改正の議案を提案させていただいた次第であります。その内容は水上地区において、現在

の1トン当たり55円を平成19年4月より75円に、議案の提案につきましては19年の4月から75円ということですが、20年以降につきましては、平成20年4月より95円に、平成21年4月より110円に、この答申どおり改定して、3地区とも110円にまずは統一したいと考えております。

その時点で、月夜野地区の通贈制、水上地区の口径制等を統一した料金体系にしたいと考えております。

水道事業関係の会計は現在、上水道は企業会計、計画給水人口5,000人以下の簡易水道は、特別会計となっておりますが、住民負担の公平、受益負担の原則から考えれば、将来は簡易水道会計を公営企業法の財務規定を適用させることが懸命であろうと考えております。

大変に厳しい状況にありますけれども、まずは料金の統一化を図り、それまでにより早く、改善計画を作り上げて、それに取り組み、将来においても給水に支障のない事業を確立すべく今後一層の努力していかなければならないと感じているところであります。

大変に厳しい状況にありますけれども、今後ともよろしくご支援ご協力の程お願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 10番高橋市郎君。

10番(高橋市郎君) 水道料金は、住民サービスですので低額が良いというのは誰もが思うことだと思います。しかしながら、安全な水を安定的に供給するという観点から言ったときにそれなりのコストが掛かることは、誰もが承知をしていることだと思うわけです。

私自身、もう二十数年前になりますけれども、名胡桃簡易水道水源地の汚染による健康被害という事故がございました。そういう経過の中から、やはり水道に関する関心というものは、大きなものが月夜野にはあります。その当時、大変な事故であったわけなので、入院をされた方もいたような状況でありました。

そういう中で、月夜野地区は一番高い水道料金であるわけです。

しかし、合併して、水上地区は大変な水源地をかかえ、水道料金も安いという観点の中から、合併すればより良い水が飲めるのかなど期待をするのが、月夜野の方々にはあったということでございます。

そのような中で、先の全員協議会の中で、たまたま財政シミュレーションの説明と水道料金審議会の答申説明があったわけですが、その中で水道課長が「110円に統一すれば、1億5千万は5年間で返済できますよ。」という説明があったわけですが、その辺はどのような根拠からなされたのか、お答え願います。

議 長(傳田創司君) 上下水道課長。

(上下水道課長 青山 実君登壇)

上下水道課長(青山 実君) 110円の根拠といたしましては、起債の償還等を考え、一時借入金の1億5千万円を5年間で、起債額の約23億5千万円については3年間という計画を立て、110円という額を算定したわけでございます。

議 長(傳田創司君) 10番高橋市郎君。

10番(高橋市郎君) 1億5千万円を5年間で返済できるという説明だったですね。今の答弁ですと理解に苦しむのですが。

議 長(傳田創司君) 上下水道課長。

(上下水道課長 青山 実君登壇)

上下水道課長(青山 実君) 1億5千万円を毎年3千万円ずつ5年間で返済する計算でいきますと

給水原価が110円という結果が出たということでございます。

議長(傳田創司君) 10番高橋市郎君。

10番(高橋市郎君) 先程、答弁に110円になるのは、21年、今から3年先ということになるのですけれども、それまで累積債務が膨らんでいくと思うのですが、そのことと、それから先程、財政シミュレーションの中で17,000人の人口推計ということになると、毎年400人減、これは推計ですから、現実的には分からないわけですが、そうならないように努力することは、もちろん必要な話ですが、400人減ということは一つの集落、私の住む下区地区が460数人ですが、そういう集落が一つずつ無くなるという勘定になってくるわけです。

それを踏まえて、こういう数字を出してあるのか、それと先程答弁の中に、メーター器の交換率があり、水上地区は非常に悪いですね。この積算、また石綿管の交換の積算、そういうものを踏まえての数字であるのかどうか、もう一度お願いします。

議長(傳田創司君) 上下水道課長。

(上下水道課長 青山 実君登壇)

上下水道課長(青山 実君) メーター器の交換も、石綿管の交換も5年計画で全部更新するという計画で計算しております。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長(鈴木和雄君) 料金の関係については、条例等でお示しをしたとおりなのですが、110円にした場合に実際3ヶ年で、これが黒字化になると言いますと、それは現状の段階ではまだ把握しておりません。

と言うことは、先程申し上げましたように、メーター器の問題、石綿管の問題、さらには高橋議員も言われましたように、安全な水と安定的な給水ができるということ、これが実は大きな問題なのですね。

今、私も町長就任しまして1年余であります、特に水道問題の実態を知りまして、このままでは大変なことになる、上流、水源地に居ながらもこのような水源の確保の状況では三地区ともどうしようもない、良い水を安定的に供給するためにはどのようにすれば良いかということ、就任後からずっと考えてきたところなのですが、やはり今一番期待できるのは、JRのトンネル内湧水だと思うのですね。

この関係を実はJR高崎支社とずっと協議を重ねておりまして、月夜野地区にあってはトンネル内の湧水をもっと増やして欲しい、谷川地区にある湧水活用等についても、もっと町の方に、町が柔軟に対応できるように取りはからって欲しい、さらには湯脛曾地区からも大変に大量の水が流れています。

それが湯脛曾から鹿野澤まできているわけですが、大穴地内で利根川に大量放流しているという実態等も見まして、この水を何とか大穴地内の水道に、実はあまり水量が無いものですから、そこにあげていただくと同時に大穴地内の融雪溝に流してもらって、地域住民が自主的に除雪ができるような体制を取りたいのだけれども協力して欲しいということ等を今JRと交渉中であります。

そういう中でまだ結論は出ておりませんが、ご案内のとおり昨シーズンからの豪雪で名胡桃地区にしても、町組にしても大分断水等でご苦勞をかけた経緯があるのですが、それは水が足りないからなんですね。それを何とか解決するために、湧水の送水を増やして欲しいということで、実は協議中でありました。

ところが、先日降雪シーズンに入ったので、従来と同じようにバルブを閉めたという情

報があり、このことについて協議中と理解しておりますが、それはどういうことなのかと問い合わせたところでもあります。

何と言いましても、JRと良好な関係をもって、そして水を上手く確保しようということも合わせて考えております。

これらを総合しますと、水道会計については、水道料金をいくらにすればいいのかということになるわけですが、まだその段階には実はなっていないというのが実情であります。

したがって、より早く実態把握をして、起債も23億余あるわけですから、これらも念頭におく中で、さらには特例債等を上手く活用する中で安定的な給水ができるようにするためにはどのようにすれば良いか、それをできるだけ早く作りたいたいと思っているのが率直なところでございます。

したがって、いくらにすれば、いくらでこうなるとかというのはちょっと現在出ておりませんので、ご了解願いたいと思います。

議長(傳田創司君) 10番高橋市郎君。

10番(高橋市郎君) 確かに、私もいくらなら良いんだということは、それは審議会があり、そういう方々の答申というものを尊重しなければならないことは重々承知であります。

しかし、供給を受ける側、利用者側と供給する側との意見の差というのは当然出てくるのが、どのような世界でもあろうと思います。やはりコスト計算をきっちりして、その中で料金体制に対してのご理解をいただくんだということがなければ、いわゆる施設整備を先送りにして安い料金を、今住む、今暮らす私達がそういう享受を受けて、将来の子供達にそのツケを送るということは一番してはいけないことだという中で、行財政改革に力を入れるんだという町長の最も大きな力を入れているところだと理解しているところであります。

そんな中で先程来、課長の答弁がきちんとした積算に基づいているのかなという不安があるわけなんです、それはそれとして、もう1点、旧水上町から、中央公営企業健全化計画書というのが県に提出をされているようですよね、平成15年に提出され、これは県の市町村課の財政係のところにあります。

総務省までこの書類は行っているという県のお話でした。それで私全然知らなかったのですが、そういう話を聞いたので、県に問い合わせをし、市町村課の方で担当係にこの書類をいただきたいという申し出をしました。そしたら、どうも対応が怪訝なんです。理解できないという、何で町議会議員が町の計画書なのに県にそんなものを要求するんですかと、町が当然議会にこういうものはお示しをして、説明をするのが当然の話なのではないのですかというのが、県の担当者の見解でした。

それから、町の方にその旨をお伝えし、この書類をいただきました。それで水道課の方に私もちょっと時間がなかったのでコピーだけ戴いて、説明は後日と思っていたわけですが、なかなかその時間がとれず、現在に至って大変申し訳ないと思うんですけれども、実施報告書というのが当然出ると、それが平成16年と17年に出てるんですね。15、16、17年の3ヶ年計画の改善計画、17年度があるということは、合併後半年間は17年度だったのだから、旧水上町だけの関係でないということですよ。

しかし、議会に報告も説明もないし、それで17年度の報告書は出ているのですかという話をお伺いしたところ、合併のどさくさ紛れで出してませんと、そんなことが行政にあってはならない話ではないのですかということだと、私は理解しているのですが、その点

どのように課長は理解しているのですか。

議 長 (傳田創司君) 上下水道課長。

(上下水道課長 青山 実君登壇)

上下水道課長 (青山 実君) これは先程町長申し上げましたように、健全化計画ということで県の方に提出されたものですから、ある一定の確か10%以上でないと健全化計画を提出する必要がございませんので、その該当年のときだけ提出しているものでございます。

議 長 (傳田創司君) 10番高橋市郎君。

10番 (高橋市郎君) その10%というのは、何の10%ですか。

議 長 (傳田創司君) 上下水道課長。

(上下水道課長 青山 実君登壇)

上下水道課長 (青山 実君) 一年間の欠損金が会計の10%以上いくと健全化計画を出しなさいということでございます。

議 長 (傳田創司君) 10番高橋市郎君。

10番 (高橋市郎君) そうしますと10%以上の欠損金があるという理解だと思います。

それを改善するための計画ですよ。ということですよ、ここにある18年度に80円という料金のあくまでも予定なんですよ。だからしなくてもいいと思うのですけれども、改善計画がきちりできたのであれば、この予定を履行しなくても私は良いと思うんですよ。その辺はどうですか、できたという解釈で良いのですか。

議 長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長 (鈴木和雄君) 今の水上町時代のことだと思うんですね、15、16年に健全化計画を作り、そこで18年からは80円にする予定だということ当時考え、県の方にも出したのでしょ、旧水上町としてはですね。だから、その時の根拠についてはちょっと当時の課長もおりませんし、私もよく分かりませんし、その辺の内容ははっきり分からないというのが現実だと思います。

そこで法定協議会の会長を私しましたけれども、法定協議会におきましても、そこまでつっこんだ協議は現実問題しておりませんでした。事業関係の大まかなものについては、もちろん総合的に判断はしますけれども、ではどのようなものが出ていて、どうだったとか、こうであったとかというところまでは、協議会としてはやっております。

したがって、当時法定協議会で、では水道問題どうするのかという時に、皆さん、いろいろと喧々諤々、専門委員の間でご議論がありました。

その結論が、今言われている80円という問題も踏まえて、3ヶ年で段階的に上げようという議論は実際のところされなかったのではないかとこのように私は思います。

私自身も今回高橋議員のご質問を受けるに当たり、答弁書を作る中で、この問題を実は知ったような状況で、申し訳ないのですけれども、そのような状況ですから、法定協議会当時もそれを踏まえて、どうのこうのしようということは、私はなかったのではないかとこのように思います。

現実問題、3町村が合併をしまして、いろいろとこういう、当時見えたもの、見えなかったもの、いろいろあります。それがテーブルの上にあがっていろいろ議論をされる、これは大いに私は結構だと思うのですが、やはりそういう中で経過を踏まえて、現実どのようにしようかというふうにしていかないとですね、なかなか難しい点がありますので、それ辺はぜひいろいろとご協力願えたらと思います。いろいろとお金の問題を具体的にどうだこうだと出てきますと、では一般会計のときはどうなのだと、こうなっていってしまい

ますと、あまりそういう議論をしても、あまり町にとって得策ではないような気がしますので、それぞれ現実を踏まえる中で知恵を絞り、この水道会計をどのようにしていこうか、そういう方向でいろいろとご協力願えれば有り難いと思います。

議 長(傳田創司君) 10番高橋市郎君。

10番(高橋市郎君) 全くそのとおりだと思います。

しかし、旧水上町の水道事業では、経営改善化計画を組むという経験を持っているわけですから、そのことを踏まえて、10%という数値に当たることによる県からの指導がなくても、自ら健全化の計画を構築できる能力をお持ちなのではないかと思ひ、この質問をさせていただいているわけなのです。

その点について、10年間の長期計画の策定という諮問もあるようですけれども、その点について、早急に健全化計画を立ち上げないと、債務は膨らむばかりだと思いますし、金利もこの先上がるという悪い条件がある中で、今後何年を目安に水道事業、水道会計の健全化を目指した計画を今年度、来年度早急にやらなければならない話だと思いますが、その点についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) 健全化計画については、料金の統一化について、議会の方でもお認めいただければ、もう早速これに取り組みたいと思います。

新年度までにというわけにはいきませんが、新年度そう向こうに行かないうちにはっきりしたものを作り上げたいと思っております。

やはりこの地域は水源の町ですから、一般的には良い水があると何方も言いますよね。ところが、水があまりなくて、水は在るのですけれども、在る水を有効に活用していなくて、あまり良くない水を飲んでいるというの、また一面あるわけです。

しかし、この問題を掘り下げていろいろ考えますと、先程申し上げましたJRの湧水等を見た場合に、本当にこれは素晴らしい水です。だから、この水を何とか確保して、今の石綿管等の施設は大分漏水を突はしているわけです。漏水対策が、この事業と一緒に取れば、もっと健全な水源の確保ができますので、そのようにもっていききたいと思いますし、合わせて率直なことを言いますと、やはり現在トン当たりで換算しますと、月夜野が110円で、新治が110円あります。

できれば、合併して良い水源が確保できたので、例え5円でも、10円でも下がるという、そういう一つの水道行政を何とかできないかと常々思っているわけでありまして、そのまずターゲットにしているのが、率直なところJRであるということでもあります。何とか良い水を今よりも安い料金で飲めるように何とかしたいと考えておりますので、ぜひご理解ご協力をいただきたいと思います。

議 長(傳田創司君) 10番高橋市郎君。

10番(高橋市郎君) 全くそのとおりであることは理解はできるのですが、月夜野町の場合は、水源がないために、節水に努める、なるべく節水をしてくれということで、10トンを超えて40トンまでが120円、40トンを超えると140円という料金体系になっているわけで、これは牛が飲んでも同じ料金なわけがあります。

そういうことで1円でも安い、合併した効果として、水源地に住む人間として、そういう恩恵を預かれるような施策が確かに必要だということは理解できるわけです。

しかし、先程来課長の答弁が本当かなという気がしてしまうので、もう一度確認をさせていただきますが、110円になれば、3,000万円の余剰金が出るという理解を私はした

のですけれども、何円の時点でトントンになるのですか。

議 長（傳田創司君） 上下水道課長。

（上下水道課長 青山 実君登壇）

上下水道課長（青山 実君） トントンになるのはちょっと計算を出しておりません。

議 長（傳田創司君） 収入役大川浩一君。

（収入役 大川浩一君登壇）

収 入 役（大川浩一君） 先程来、高橋議員が水道関係につきまして、心配されご指摘されるその内容とおりの危機感を抱いております。そして、取り敢えず、水道料金、一つの町になったのですから、一つの料金に合わせましょう、そして、先程申し上げましたように、町長が、その次に課題となるのが、その水道料金をもって健全化に向かえるのか、向かえないのか、これから細かく精査しましょうということでございます。

アバウトな表現をしますと、23億余の借金がございまして、水道だけで。そして、石綿管の敷設替え、メーター器の交換、それらを含めて、尚かつ貯水池の問題、それを総て履行していった場合に30億からの起債を重ねることになります。

それが最後に水道を私達が飲料水として、供給を受ける身の負担となってまいります。しかしながら、一気にそれを改善するわけにはいかない。

取り敢えず、ここ3年間で水道料金を導出して頂いて、さらにその後、大なり小なり値上げの方向、やむを得ざることなるかな、そんな考えで持っております。

そして、先程から水道、旧水上地区の件でしょうかね、立て直しのための健全計画というのが、高橋議員から出されましたけれども、裏を返せば、なぜ健全計画を立てるのか、答えは簡単であります。健全でないからであります。

そんな意味合いを持って、これから議員の皆様、あるいは町民の方々とも大いに語り合いながら、この水道を永遠に安全安心を持って、悠久なる供給を続けるために努力をしていきたいと思っております。よろしいですか。

議 長（傳田創司君） 10番高橋市郎君。

10番（高橋市郎君） 最後になりますけれども、まだ聞きたいこともあるわけですが、担当委員会もございまして。そちらに後はお任せするという事で、一般質問を終わります。

議 長（傳田創司君） これにて、10番高橋市郎君の一般質問を終わります。

議 長（傳田創司君） この際休憩いたします。13時05分より再開いたします。

（12時03分 休憩）

（13時10分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議 長（傳田創司君） 次に、7番原澤良輝君の質問を許可いたします。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 通告により質問を行います。

1として、資源のリサイクルやゴミ処理システムの変更でゴミ償却経費の節減と安心・安全の農産物の生産についてであります。

05年度に奥利根アメニティで処理したみなかみ町の可燃ゴミは6000余トンですが容積の約70%は紙やビニール・プラスチックです。生ごみを乾燥させるため1日300

0%の重油を燃焼しなければならず、重油代だけでも約6千万円の経費がかかります。生ごみを分別すれば可燃ゴミが減量され、固形燃料（RDF）の製造も少なくなり、RDF処理費も減ると思います。

現在は発電施設は故障中で、ゴミ処理のため固形燃料（RDF）製造とこれを燃焼する施設の運転管理を2億6,778万円で石川島環境エンジニアリング㈱に委託し、同社は15人で運営しています。この施設の補修に車の維持費等で、今年は5,764万円を計上しております。

一方、西峰須川の資源リサイクルセンターは家畜の糞と給食センター、スーパー、旅館など29事業所の生ごみを収集し、おが粉を混ぜ発酵させて堆肥として販売しています。

現在、収集される生ごみは1日約500kg程度ですが、処理能力は2000kgあります。町内の旅館や事業所、家庭の生ごみを分別収集し、活用するシステムにすれば可燃ゴミの減量ができ、資源リサイクルセンターの有効利用になると考えます。

また、食に対する安全・安心や健康志向への高まりを踏まえ、ここで生産された有機肥料を利用した地域循環型農業で生産された、みなかみ町産農産物で「地産地消」を実現することができるのではないかと考えます。

現在、奥利根アメニティの固形燃料（RDF）燃焼施設は故障中で、12月6日の厚生常任委員会での説明によれば修理の経費が約3億9667万円かかるので修理しない方針が了解されました。

しかし、発電施設は性能が良く、40℃程度、地熱発電も可能な施設だそうです。

この施設を休止して棚晒しにするのではなく、ダイオキシンを発生しない紙や木材、さらに町内の間伐材などを燃焼できる簡易な施設で発電する方法が良いのではと考えますが、町長の見解はどうか伺います。

2として、インフルエンザ予防接種に他市町村並みの補助をとということについてです。

現在、65歳以上の町民のインフルエンザ予防接種は、2,000円が自己負担です。

病院の貼り紙では「みなかみ町以外の県内在住者は、1,000円」、「みなかみ町在住者は、2,000円」と注意書きがあります。

町民は「みなかみ町民だけ、なぜ高いのか」と言う素朴な疑問を持っており、これは「合併しなかった方が良かったのではないか」という町民感情を一層強くしているように考えます。

06年度の予算編成に際して、緊急避難的に各種補助金の半減措置などが非常に短期間で計画、実施され、インフルエンザ予防接種の自己負担金も2,000円に決定されたと考えます。

05年度決算で、5億2,782万円決算剰余金が出ました。05年度の予防接種者で65歳以上の町民は3,414人が接種をしました。この際、自己負担を1,000円減らして、他市町村並みに自己負担1,000円にすることを提案して、町長の見解を伺いたいと思います。

3として、町内の間伐材等を燃料に利用して、現在休止している「老人センター」等の風呂の復活してはということについてです。本年4月から経費削減として休止中ですが、重油燃焼でなく、町内の間伐材等を燃料にするように改良して、温泉の宅配等も利用して風呂の復活をすること、特に自動車等の交通手段のない老人の利便を図る方法について町長の考えを伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 原澤良輝議員のご質問にお答えいたします。

まず、最初に資源リサイクルやゴミ処理システムの変更でゴミ焼却経費の節減と安心・安全の農産物の生産についてというご質問でございます。

固形燃料製造過程でゴミの乾燥が行われており、その部分で灯油が使用されております。水分を多く含んだ厨芥等の生ゴミを堆肥化することにより、灯油の使用量は削減され経費の削減が見込まれます。

このことに鑑み、町では畜産を巡る環境整備と旅館や学校給食から排出される生ゴミを有効利用するために、資源リサイクルセンターを建設し、良質な堆肥を生産しております。

肥料成分も認可されましたので、製品化した堆肥は率先して農家の皆さんにご利用いただいているところであります。

生ゴミは、専用回収車で毎日各施設を回り、午前中に回収を済ませております。

回収時間の短縮と生ゴミの量の確保をすべく、水上町観光協会や大型旅館等視察に来ていただきましたが、ゴミの分別作業などによるコスト問題があり、現在は検討中とのことであります。

現在の発電施設は、ゴミ焼却処理の時に発生いたします熱を利用して、発電を行っております。発電を目的で発電施設を稼働しているわけではなく、主目的はゴミの焼却にあります。

また、木材等で発電を行う場合、現在の焼却炉は固形燃料専用の施設であり、いわゆるRDF専用施設であり、固形燃料以外を燃やすことが出来ず、新たな施設に作り替えなければなりません。莫大な経費がかかりますので実行は難しいのではないかとこのように思っております。

インフルエンザ予防接種についてであります。

高齢者はインフルエンザにより、肺炎を併発しやすいので、予防接種により、体内に抗体をつくり病気にかかりにくくし、また重くならないよう予防接種の推進に努めているところであります。

接種料金は、沼田利根医師会との契約により、1件当たり4,000円となっておりますが、ご質問の自己負担額につきましては、本年の3月議会でも当初予算の中で提案をし、契約金額の2分の1に当たります2,000円を負担いただくことで決定をしていただいたところでございます。

本年度からの負担額変更につきましては、広報や回覧、また各種会議、健康相談等の機会を通じて説明をし、ご理解をいただけるように努めて参りました。

本年は、まだ開始後、間もない時点ではありますが、10月末現在では昨年より260名多くの方が接種を受けております。

また、17年度の個人負担増額前は、対象者7,178名の中で接種を受けた方が3,414名、接種率47.6%という状況でありますので、今後はさらに接種者の拡大を図りながら、「健康教室・健康相談・家庭訪問」等の、地域密着型事業を充実させながら、保健師・管理栄養士の専門職を中心として、予防接種を含めた健康づくりに対する情報発信を、一層心がけて住民の健康づくりに取り組んでいきたいと考えております。

次に、町内の間伐材等を燃料にして、休止した老人福祉センター等の風呂復活をしてはどうかというご質問でございます。

ご質問の内容は、「本年5月より休止中の老人福祉センターの風呂の再開について」と「交

通手段のない高齢者対策について」の2点についてのご質問でございます。

休止となっている老人センターの風呂について、お答えいたします。

ご承知のとおり、老人福祉センターにつきましては、高齢者の福祉増進を目的として、昭和51年の開設以来30年が経過し、その間の利用者数も延べ35万人を超え、月夜野地区の高齢者福祉の拡充と生活基盤の安定に高齢者及び地域住民に大きな役割を果たしてきたと考えております。

その中で、施設の老朽化と利用者数の減少、また、合併に伴い類似公共施設が複数化し、維持管理費が予算に占める割合につきましては、他の公共団体と比較しましても顕著なものとなっている現状にあります。

これらを勘案しまして、大幅なコストを抱えている部分を当面の間、休止をして、公共施設の適正化を図るために、施設の統廃合を含めた見直しを行っている段階であります。

また、原澤議員のご提案された「町内の間伐材を燃料とする」ことにつきましてですが、間伐の際、森林に捨て切りされた間伐材の資源利用方法として、大変に検討余地のあるご意見と考えますが、本件の場合、間伐材の搬出コストから考えますと、搬出路の開設に係る経費、実際に搬出にかかる人件費等が加算し、次に燃料とするための乾燥経費、薪とするための人件費等が加算した場合、重油経費と比較すると相当なコスト高となることが推測されます。

また、老朽化した既設のボイラーを改良することの費用対効果を考えますと、現状の施設のままで再開を検討の方がコスト削減につながると考えております。

老人福祉センターの利用状況であります。高齢者の余暇活動、サークル活動、趣味活動などにつきましては、従来どおりの利用が行われており、今年度より、新たに創設された介護保険事業の通所型介護予防事業についても、月夜野地区の高齢者介護予防の中心施設として、積極的に利用されております。

また、温泉の宅配事業については、現在、月夜野地区におきまして、社会福祉協議会の独自事業として、88歳以上の高齢者と1級の障害者手帳をお持ちの方の中で温泉の宅配を希望する方につきましては、温泉の宅配事業を行っておりますが、町内全域でのサービスの提供や対象年齢の引き下げ等について調整検討された経過の中で、宅配車が1台しかないことや、地域ボランティアに頼っている現状をふまえると段階的に広域化を図らざるを得ないと聞いております。

温泉保養につきましては、町内の公共温泉施設を広くご利用して頂きたいと考えているところであります。

次に、交通手段のない高齢者対策について、お答えいたします。

在宅の高齢者の中で、公共交通路線から離れた地域で生活している、いわゆる交通弱者の高齢者が比較的多い当町にとって、通院や生活必需品などの買い物支援が広く求められているところであります。

これらの中で、高齢者が一番必要と感じているのは、病院への通院ではないかと考えます。

この対応について、対象者が限定されますが、本年度より社会福祉協議会が事業所指定された福祉有償輸送を利用して頂きたいとこのように考えております。

また、対象とならない高齢者に対しては、地域相互の互助の精神を重んじ、地域ボランティアの育成とネットワーク化を図り、安心して生活のできる地域づくりに取り組んでいきたいと考えております。

また、高齢者への買い物支援等につきましては、地域包括支援センターで高齢者宅まで生活必需品などを配達できる町内の商店がどのくらいあるか等を今年度調査しており、その地域マップを来年度全戸配付する計画であります。

これらを広く利用して頂き、地域の活性化を含め高齢者を支援していきたいと考えているところであります。以上で答弁といたします。

議長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) どうも有り難うございました。

資源リサイクルとゴミ関係については、現在町長からありましたように利用されているということなのですが、リサイクルセンターの方がまだ1,500kgという余分があり、したがって、生ゴミの分別をすれば、まだ利用できるのではないかと考えたわけです。

環境課長は、ゴミ分別方法等を町民に講演されてきた経験が豊富だと聞いております。システムの変更の問題は別としても、ゴミの減量のため、町民や事業者に対する講習や広報など積極的にすることについてどうなのかということを知りたいと思います。

議長(傳田創司君) 環境課長阿部正君。

(環境課長 阿部 正君登壇)

環境課長(阿部 正君) 分別することで、ゴミの量やゴミのリサイクル、そういったものが非常に活発になると思います。そうしますと、全体的な本当のゴミの量が少なくなり、町としても、ゴミ処理量が下がり、非常に経費的にも楽になるかと思えます。

ですので、婦人会や小学校などそういった所に出向いて、ゴミ分別教育や講演などをどしどし行っていきたいとは思っています。

議長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) ぜひ、講習会等を開催していただいて、町民の意識を高めていただきたいと思えます。

もう一つは、12月6日の厚生常任委員会での方針でも、結局、製造されたRDFについては、茨城県まで運ばなくては行けないと、そのコストもかかるということになると思えます。

地元のゴミを減らせば、搬送コストも少なくなりますし、いろいろ検討されて、分別や収集が難しいということかもしれませんが、群馬から茨城まで持っていくコストと、地元で収集するのにいろいろシステムの変更があると思うのですが、コストを比較、検討していただき、全体的にゴミの量を減らすような考えを進めていただきたいと思えますが、その辺はいかがでしょうか。

議長(傳田創司君) 環境課長阿部正君。

(環境課長 阿部 正君登壇)

環境課長(阿部 正君) 今、RDFを茨城の方まで持って行き、RPFという燃料で製紙工場等で使用してもらっていると、その金額と、今町の方で処理している金額が大体同じような金額になってしまいます。

ただ、機械を使わないことで、その修理費だとか、維持費等がかからないので、今年度18年度だけでも経費が3千万円くらい経費が浮くようになると思えます。

ですので、今RDFが製紙工場等で使ってもらえるうちは、茨城の方に出した方が非常に経費的に助かると思えます。来年度も5~6千万円近くの経費が浮くかと思えます。

議長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) いずれにしても、ゴミを減らすように対応していただきたいと思えます。

インフルエンザの件なのですが、収入役や財政課から、財政状態や将来の財政シミュレーションについて勉強させてもらったのですが、65歳以上の高齢者だけでなく、一般町民の方がインフルエンザ予防接種を実際に自分は接種しないのだけれども高くなったということで、合併しなければ良かったという町民感情みたいなものができています。

9月の補正予算では、当初計上していなかった1周年記念事業に350万計上されました。10月29日に行われて楽しんだ町民も多かったと考えます。

予防接種については、3,400人、前後しますけれども、340~350万円くらいあれば実施できます。

この際、他市町並みの自己負担に戻してお年寄りいじめだとか、合併しなければ良かったという声に答えるように再度町長にお願いをしたいと思えます。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） ただ、インフルエンザ予防接種のことだけで、合併しなければ良かったというそういうことではないと思うのですね。

やはり、もし原澤議員が、そういうことを言われる町民の方がおられましたら、合併することによって、町がこうして維持できているんですよということを、ぜひご説明願いたいと思うのです。財政シミュレーションでもお示ししたとおり、計画的に財政運営していきませんと、もうとんでもない町になってしまいます。

よく言われますように、夕張市のことがよく出ますけれども、夕張市のようにならないために、再建整備団体に転落しないようにやっていくのが私の努めであり、また議会の皆さん方のお努めであろうと私は理解しております。

これから、まだまだこういう経費節減等々について、慎重に取り組んでいかなければならないことが多々出てまいります。そして、原澤議員もよく言われますように、最小の経費で最大の効果を上げるというのが基本でありますから、そういうことを念頭におきながら、これからの行政を上手く運営していきたいと、そのためには一定のご負担も町民にお願いしなければならぬ点等もあるわけですので、ぜひそういう点は正しい情報でピーアールをお願いしたい、このように思います。

議 長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 病院に行くと、こういうのが貼られています。

2,000円と1,000円です。合併したので町民一体となって、町の振興にかからなくてはならないということは分かります。ただ、一律に切り下げたものがあるので、そういう必要のあるものは、見直す必要があるのではないかと思います。

今年度なり来年度予算もあると思うので、検討して、少しでも町民のそういう声をなくすような努力をしていただきたいと考えます。

次に、間伐材の利用という質問に入らせていただきます。

コストが重油より、高くなるという問題も確かにあると思います。ただ、いろいろ町から出る資源をどのように利用していくか、その資源を使った場合に町の人たちにどのような働く場が与えられるかと、そのような問題も加味して、いろいろ森林組合や製材業者、ボランティア、シルバー等を利用しながら、全体の面から考えていきたいと思えます。

間伐材だけでなく、ダムがいっぱいあり、ダム湖にはもの凄く材木が一年間で流れ込みます。そういう材木も利用する観点からも考えてもらいたいと思えます。

来年一月には、構造改革室を設置すると行政報告でお聞きしました。担当事業の各課縦割りではなくて、そういういろいろな面に柔軟に対応できる改革案を考えてもらい、新しい

観点から、町内の資源を利用する人材を活用することを考えていただきたいと思います。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） まずはインフルエンザの関係ですが、今お示しになりましたものが病院に貼られているということなのですが、来年になりますと、みなかみ町だけでないと、他のところもみなかみ町にプラスされるという可能性もあるかもしれません。

今日はまだ具体的にはその辺は申し上げませんが、一応みなかみ町としては、予算編成の時にいろいろお願い致しましたように、かかる経費の2分の1を何とかご協力願いたいということでご了解をいただいて、今日に至っているわけでありまして。

安ければ安いほど良いのは良く分かるのですが、やはり現状の財政状況もご理解いただきたいと思っております。

しかし、インフルエンザ予防接種については、各市町村で今いろいろと議論をされているようです。そういう中でどういう金額が示されるか、いろいろとあると思っておりますけれども、当分の間、みなかみ町としては、ぜひこういうことでご協力を願いたいと思う次第であります。

それから、間伐材の関係については、確かに私も原澤議員と同じ考え方を持っております。RDFの関係について、当時この事業を始めたときに、群馬県内に例えば板倉町とか鬼石町とか、そういうところは皆、RDFで処理をしております。

RDFそのものを県内で処理されているのであるから、群馬県で一箇所RDFを処理し、発電できる体制を作ったらどうかということを実は協議会をつくりまして、いろいろ検討した経緯があります。

そういうときに合わせまして、今原澤議員が言われるように、間伐材もそこに混ぜて、燃焼してエネルギーに変えられるものについては、ぜひその中に入れて処理をし、発電に代えたらどうかという提案をしたことがありまして、これを4～5年、いろいろと検討した経緯があるのですが、残念ながら群馬県がそれに乗ってこないというのが現状であります。

それはそれとしましても、間伐材を処理しなせんと、今の間伐ができないわけでありまして、間伐ができなければ森が死んでしまう、森が死んでしまえば水源涵養等の機能も段々薄らいでくる、それによって、この水を守る、この清流を維持することができなくなるということについては重々分かっているわけでありまして、水源地は、国民が守る、また首都圏の皆さん方も我々が生きるために水源地を守るという気持ちになっていただいて、間伐事業にも参加をしてもらいたいし、さらには我々自身がいろいろ提案している、例えばバイオマスの問題であるとか、いろいろ提案もして、それについても今検討もしておりますけれども、そういう問題点等についても、国県も理解を示して水源地域のために何とか貢献してもらいたいと思っております。

間伐材の利用については、極めてこれからも大事な取り組みであろうと思っておりますので、今原澤議員が言われましたような、そういうご意見を基にしながらも、今日まで取り組んできたことと合わせまして、今後実現に努力をしていきたいと思っております。

議 長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） どうも有り難うございました。

再度インフルエンザの問題に戻ってしまいますけれども、金額の大小ではなくて、感情の問題というのがありますので、そういうところも加味しながら検討をお願いをしたいと思っております。答弁は結構です。終わります。

議 長（傳田創司君） これにて、7番原澤良輝君の質問を終わります。

議 長（傳田創司君） 次に、8番穂苺清一君の質問を許可いたします。

（8番 穂苺清一君登壇）

8 番（穂苺清一君） 通告に従い一般質問をいたします。

一部所管にふれるところがありますけれども、ご了解の程お願いします。

まず、はじめに、歴史教育と文学碑について質問します。

みなかみ町には、自然豊かな中に、非常に長い歴史と文化が横たわっております。

何人もの文学者がこの地を訪れて、詩歌を詠み、作品を残しております。文学碑・記念碑も数多くあり、歴史教育上からもそれぞれ価値があります。

私も文学などに興味を持っておりますけれども、5年ほど前ですか、沼田FM放送から発行された「利根沼田の文学碑」というものが私の手元にあります。

この中に元東大総長の茅誠司博士の詩が紹介されております。そこには「断えず考える昭和40年元旦 茅誠司書」という碑が副碑とともに旧月夜野第一中学校跡地に現存していることを紹介しております。

そこで教育長にお尋ねしたいのは、この対になっている詩碑と副碑が今どのように保存されているのかお聞きしたいと思います。というのは、先月「広報みなかみ」に下一段抜きで記念碑「断えず考える」として、平成18年8月の説明文を付けて移築したことが記事になっておりました。そのとき、私はあれと思いましたが、まあ見てみようということで、月夜野中学校に行ってみたら、その本碑は似ていましたが、副碑は現物とは違うもので、しかも教育長の氏名入で設置されておりました。旧一中には、本物の副碑と碑が取り外された大きな岩だけが残っております。なぜこのようなことをしたのか、その理由をお聞かせ願いたいと思っております。

次、2番ですが、先日、議会運営委員会で私の今回の一般質問通告書を見て、町長は「ハーブ農村公園」や「緒方道子」という方を知らないと言われましたが、改めてお尋ねしたいと思います。

9年ほど前に、猿ヶ京や須川地域に、当時の新治村が、この公園を作る構想があり、進められてきたものと思っておりますが、これに関与していた中心人物が緒方道子という方あります。

彼女は、1997年より、東京麻布の住所地で懶ヴィヴェレというカタカナですが、その代表に就任しております。新治での事業のために、この会社の支店を須川に作っており、支店登記は現在もそのままになっており、抹消されてはおりません。

その彼女が、先月11月8日に麻布の自宅で1千万円の詐欺の疑いにより逮捕されております。新聞報道されておりますので、ご存知だとは思いますが。そこで思い出したらでよろしいのですが、町長にお答え願いたいと思っております。

彼女の言動により、当時村が何らかの損害を受けるようなことがなかったかどうか、また合併後の新町に彼女が影響を与えるようなことがなかったのかどうか、現在の立場で町長のお答えを求めたいと思っております。

3番目についてですが、生活保護行政について伺います。

先程、同僚議員からも障害者問題等も深刻な形で出されておりましたけれども、生活保護制度についても、大いにこれは関係ある問題であります。

生活保護制度については、憲法25条との関係を町長はどのようにお考えなのか、また

障害者や高齢者、そういう立場の人たちへの制度の周知・指導はどのようにされているのでしょうか。

また、国の制度ではありますけども、町としての相談窓口を必要と私は考えておりますけども、どのように現在なっているのか、またどうお考えなのか、これをお聞かせ願いたいと思います。

4番目ですが、山岳資料館建設の疑惑についてです。

これについては、昨日100条委員会設置についての発議がされたところでありますけども、1時間半に及ぶ大議論がありまして、最終的には100条委員会の設置が否決されてしまいました。

しかしながら、この問題がすべて解決したというわけではありません。また、同時に昨日の発議は私ですから私が答弁する形になっておりましたけども、大勢の方から非常にそれぞれの立場から発言がされまして、非常に内容としては良いものではなかったかというふうに思います。ただ、その時に町長も発注者は私だということを再三言われておりましたけども、発注の問題ではなくて、昨日取り上げたのは入札の問題と同時に、その場所の選定等のそういう経過についての問題として、取り上げましたものですから、町長に対しての昨日は敢えて質問はしなかった経緯があります。今日は町長に対する質問であります。

まず、この建設ですけども、いわゆる建設工事というものは、非常に大きな問題を含んでおります。今、隣の福島県知事が辞職するような事態になったこういう談合事件で、ある新聞社の社説には、こういうことが書かれておりました。

「親族介入を招く腐敗を断て」と、そういう見出しで縷々親族が介入するような入札制度について、これは腐敗の基になるからということ指摘されております。

首長の多選というものが腐敗や癒着の温床になっていると指摘されてはいますが、これについて町長はどうお考えなのかということお聞きしたいと思います。

この建設工事については、すでに皆さんもご存知だと思いますけども、当初から1,000万円の全額県の補助金で施工されることでありましたが、途中で500万円に変更された経過があります。

去る3月定例議会で平標山の家建設とだき合わせで5,650万円が、建設工事費として予算が計上されて可決されたわけです。しかしながら、この1,000万円が山岳資料館工事費であることは、多くの人に、このときから、もう既に周知されておりました。

したがって、わずか6社で指名競争入札で腰越助役が審査委員長を行うというもとの、(株)泉土建が997万円で落札したということは、談合と疑われてもやむを得ないのではないのでしょうか。

まして、この工事は老朽化した4階建物の2階を山岳資料館なるものを作るものであり、さらに建物の所有者が助役と泉建設の代表者の母であるということについては、こういう状態であると第三者が自由に競争入札出来るそういう環境や余地はありません。

町の貴重な税金をこのような工事につき込むことは、個人の資産を増やすだけで公平性にも、公正性にも欠け、地方自治法やその他の法令に違反するのではないかと思われませんが、私は町長がどのようにお考えなのかご答弁を願いたいと思います。

質問の内容の最後の5番目になりますけども、同じ類似する問題でございまして、山岳資料館建設に関して、町長への措置請求がどう行われたのか、行われなかったわけですが、この件についてです。

本件の疑惑については、10月4日付で住民監査請求が出されましたが、去る11月3

0 日付で、阿部、速水の両氏の連名による監査結果の通知が請求人代表に届きました。

その内容は、談合の確証が得られず、その存在も認められないとして、また業者選定等についても違法性がないという、そういう結論を出して、本件の監査請求を却下しております。

ここでお聞きしたいのは、具体的に何をどのような形で調査したのか、また、なぜ町長への措置請求をしなかったか、その理由を明らかにしていただきたいと思います。

以上が私の一般質問の全容です。よろしく申し上げます。

議長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） 穂苅清一議員のご質問にお答えいたします。

最初の質問ですけれども、ご指摘の旧月夜野第一中学校の「合流の丘」と呼ばれている庭園にある副碑は、今もお話がありましたけど、昭和 40 年に読売新聞社学生科学賞最優秀賞受賞を記念して建立された元東大総長、茅誠司先生の揮毫による碑文「断えず考える」の添え書きであります。

碑文「断えず考える」につきましては、町長のお考えもあって、その意義深い言葉を今の中学生の教育に生かすことを目的に施工した石材店のご好意もあって、黒御影石に刻み直して、現月夜野中学校に移設しました。

碑文原石は、月夜野歴史資料館に保存してあります。副碑も同様に保存する予定でしたが旧月夜野第一中学校の跡地全体が都市計画事業に関連する場所にあり、「やがて現在ある他の碑文と共に保存場所を考えたい」という同窓会の意向がありましたので、そのままにしてあります。

その時がまいりましたら、資料館に保存してある「断えず考える」の原石も含めて、しかるべき場所に、一箇所にまとめて保存できればと考えています。

よろしく申し上げます。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 穂苅清一議員のご質問にお答えいたします。

みなかみ町のハーブ農村公園建設に関与した「緒方道子」とここにあります。この方は存じ上げません。

それでは次に、生活保護制度と憲法 25 条との関係はどうかというご質問ですが、生活保護法では、「日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」と規定されております。

したがって、「国民の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という憲法第 25 条の生存権を具体化するための制度であり、単に生活の保障を行うだけではなく、その自立を助長することも目的とした国民にとって非常に重要な制度であると考えております。

高齢者・障害者などへのこの制度の周知・指導はどのようにされているかの問いですが、この制度の周知・指導は、本庁また、水上・新治支所、保健福祉センターにおいて、保護の決定や実施方法について、気軽に相談できる場所づくりに努めております。生活保護は、実際に住んでいる居住地の福祉事務所へ申請をしますので、福祉事務所と連携しながら、要保護者の事情を客観的な立場において把握し、公平な適用がされるように

業務を進めているところであります。

国の制度ではあるが、町としての相談窓口体制を必要と思うがどう考えるかとの間についてでございます。

町としての相談窓口体制であります。生活保護は、原則として申請によって行われ、福祉事務所のケースワーカーが自宅を、入院中であれば病院を訪問し、生活状況、収入、資産状況等の実態調査をし、保護が必要であるか、否かを決定をしますが、本町は現在でも、担当職員、保健師を中心として、要保護者の立場を理解し、個々についてその性格や環境を把握理解し、それに応じた積極的な援助をたゆまず行うように努めているところであります。

また、民生委員の皆さんにも、児童、母子、老人世帯などの福祉に関する相談のほか、生活保護に関しても協力をお願いをしております。

月に一回の定例会議には、福祉事務所のケースワーカーが出席をし、情報を共有し、適正な生活保護行政を行えるように、常に研鑽に努めていただいております。

今後も、生活保護法に基づいて援助や助言をし、一日も早く自分達の力で生活できるように取り組んでいきたいと思っております。

そして、要保護者が自分自身の生活を守るためには、夢を描き、しっかりとした目標を掲げて、家族が力を合わせて頑張ることが肝要であります。そのような体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、山岳資料館建設の疑惑についての質問であります。

穂刈議員は福島県知事等の逮捕について、通告書で「私自らも、これから学ぶ必要があると思う」と言われますけれども、私には質問の趣旨が理解できません。学ぶまでもなく、「あってはならないこと」であると、ただそれだけだと思います。

また、「首長の多選が腐敗と癒着の温床となっている」と指摘されることについては、多選イコール腐敗や癒着の温床であるという論調もあることは確かですが、私は憲法の精神に則った、公職選挙法により与えられた被選挙権を尊重しますし、これを妨げることはあってはならないと思っております。

多選であるということで、被選挙権を奪うような論調はいかななものか、多選か多選でないかは選挙権を有している国民が選挙によって判断するものと考えます。

次に、山岳資料館の建設であります。9月定例会でもお答えいたしましたように、旧水上町では平成9年から群馬県に対し、山岳博物館の建設要望を行ってまいりました。

水上町商工会でも水上町観光協会と共に、平成10年度には谷川岳山岳博物館基本構想を、平成11年度には谷川岳山岳博物館実現に向けての展示等における調査報告書を策定しております。

「水上谷川、スキーと登山」と上毛カルタにも謳われておりますように、谷川岳は国内一級の山岳であり、新町みなかみ町に取りましても、かけがえのない資産であります。

一方、みなかみ町の振興は、地場産業である観光関連産業の振興が大きな柱であると思っております。このため町村合併に際し、三町村は観光振興等活性化委員会を構成し、観光を中心とした産業振興策について話し合った経過もあります。その中で指摘されましたことの一つに、温泉中心街の振興があります。いかに温泉街の周辺が整備されても、宿泊施設の集中する温泉街が寂れていたのでは観光振興もおぼつかなくなるばかりか、大きな経済効果も期待できません。温泉中心街の活性化は大変重要なことであると指摘をされております。

このことは、旧水上町においても意を同じくされ、すでに取り組んでおりました。

その一つが温泉街の空き店舗活用であり、平成16年度から取り組んでいるまちづくり交付金事業であります。鹿野沢地区や湯原地区を中心にした町づくりであります。

本事業は、こうした状況を充分勘案し、谷川岳を中心とした地域の魅力を温泉街から発信すると共に、谷川岳山岳博物館の建設実現に向け、まずは山岳資料館を建設し、資料の整理保存と活用のほか、引き続き谷川岳山岳資料の収集等に力を注いでいきたいと考え、湯原温泉街の中心部に空き店舗を活用した資料館を設置したものであります。

資料館整備工事に際しては、町の規定に基づき適正に業者選定が行われ、競争入札も適正に実施しており、議員は「談合があったと思われる」と言いますが、そのような情報も得ておりません。資料館の所有権は個人のもですが、賃貸借契約も締結し、町の資料館として運営されるものであり、個人の資産を増やすことを目的としているものではありません。

私は、資料館整備工事は適正に実施されていると判断しております。

資料館整備に際しては、湯原区長さんや湯原振興会長さんから、早期実現の要望も提出されていることを申し上げるとともに、ご協力頂いている皆様に心から感謝し、今後も地域と力を合わせて、地域の活性化と谷川岳山岳博物館の建設実現を目指して、努力していきたいと考えております。

この件では、穂刈議員もみなかみ町監査委員会に職員措置請求を提出されております。

町も監査委員会に対して、事業経過等の説明をしております。町といたしては監査結果も踏まえ、今後も適正に事務執行に努めてまいりたいと思います。

それから、100条委員会等の関係で、いろいろと穂刈議員、ご意見を出されておりますが、実際のところ、逆に穂刈議員に対して100条委員会を開いて、そういう問題に対していろいろ説明することが必要なのではないかと私は思いました。どういう根拠でそういうものを言われているのかですね、これはこのまま放置することはできないのではないかという感じを持ちました。

それから、午前中もいろいろと島崎議員にもお答えしましたが、要するにある時は1億円貰った、今度は500万円やったというような、そういう発言が簡単に出てきますけれども、これはだけれども、本当に人権に関わる大きな問題ですよ。

それと同時に今穂刈議員言われますように、緒方道子さんという人の話がありました。緒方道子さん、ハーブ園の関係で緒方道子さん、この「緒方道子」は知りませんよね、こういうのをちゃんと調べたらどうなのでしょう。道路の「路」の路子さんなら知っています。こういうところが大事なのではないのでしょうか。以上で答弁いたします。

議長(傳田創司君) 本日、阿部監査委員さんにも出席を願っております。

監査に対しての質問の答弁を求めます。

代表監査委員阿部一君。

(代表監査委員 阿部一君登壇)

代表監査委員(阿部一君) 穂刈議員さんから、質問のございました、何を調査したかということ、それから2点目は、なぜ措置請求をしないかということに要約されると思います。

そこでどのような調査をしたかということでございますが、細かい検証等もたくさんございます。それをいちいち述べてもしょうがないので、主として次のような検証・聴取・調査を実施いたしました。

まず、1点目は、地域住民の代表の方々から、町長宛に出されました山岳資料館の早期

建設に関する要望書の検証でございます。これは2通でございまして、湯原区長並びに湯原振興会長から提出されております。これらの検証を行いました。

次に、みなかみ町当局からの事情聴取等でございますが、繰り返し行いまして、内容は多岐にわたっております。

主としたものを申し上げますと、請負業者選定委員会付議調書、入札関係書類記録、請負契約書等の検証、山岳資料館建設の目的・必要性、経緯等についてでございますが、その中でも、基本構想の策定から、県に対する交付金の要望等について等々でございます。

次に、日本の著名な登山家の原点となっております、谷川岳に対する愛着ですとか、思い出などをつづった多くの資料が存在している事実を調べました。

それから、現在の場所に建設することとした経緯ですとか、賃料、あるいは建設予定不動産の権利関係、また、設計管理料の関係等々について、細かく調査いたしました。

それから、入札に参加した業者、6社でございますけれども、今回の住民監査請求の中に入っております、「入札の意思が喪失していたのではないか」ということ、「談合が行われた」というようなことを中心にして、業者6社を呼びまして、それぞれに質問聴取をいたしました。

そして、落札した業者以外の5社からは、入札する意思が喪失していたかどうか等について一社ごとに聴取いたしました。

また、入札に参加した6社全員からは、談合が行われていたのかどうか、及びその他、参考となる意見等について詳しく調査いたしました。

以上の調査の結果、平成18年10月4日に提出されました「みなかみ町職員措置請求書」に基づく、住民監査請求については、監査委員合議により、これを穂苅議員は却下と言っておりますが、棄却することに決定いたしまして、理由を付して、請求人代表者に通知申し上げたところでございます。

なお、町長への措置請求をなぜしないのかというご質問でございますが、措置請求すべき根拠が認められないということでいたしておりません。以上でございます。

議 長（傳田創司君） 8番穂苅清一君。

8 番（穂苅清一君） それぞれ、ご答弁いただき有り難うございました。

最初の教育長の答弁の「断えず考える」の碑についてですが、若干違う認識なのかなというふうに思うのですけれども、歴史資料館には保存されていないのではないかと思うのですが、というのは、私も先だって事務局長からもお聞きしたのですけれども、ある石材店に保存されているということをお聞きしました。その点が一つ、ご自分のお名前を書かれた理由も知りたいなと思ったんです。

副碑とは若干違いますね、副碑と本碑をそっくり移設したってことであれば、わかるのですけれども、副碑は現在の今の位置の庭園に保存されておりますし、本碑の方は石だけが残っているという状態ですから、なぜわざわざ外して、それはコピーする必要性があったから外したのかもしれませんけれども、外したら外したで元どおりに石のところに設置して、同じように設置して初めて歴史というものや、茅博士の意思というものも、そこに伝わってくるのではないかと思うのですけれども、その点をちょっとお尋ねしたいと思えます。

議 長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教 育 長（登坂義衛君） 最初の1点目ですけれども、歴史資料館に保管してありますから見て下さ

い。現物を見て下さい、資料館に保管してありますから。それだけです。

それから、名前の件なのですが、私もあぁいう所に名前を刻むことは本来では無いと思っております、今でも。ただですね、初めて教育長になったので、書いたらどうかという強い意見がありまして、書かせていただいたわけで、そういうところは言われるとおりで、本来碑等にやたら名前などを残すべきでないというのが、私の考えです、以上です。

議 長（傳田創司君） 8 番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） 資料館には行って、見て、聞いたのですが、無いという返事が返ってきましたので、それでまた持ち帰ったのであれば、それは今あるかもしれません、はい。

それはそれでよろしいです。お名前を記載したというのは、確かにそれぞれの行政なりトップにいらっしゃると、そういうものを作ったということでの名前を刻むということは一つの名誉にもなるし、後世にも伝えられるということは確かにあると思います。

やはりそこら辺は慎重に対応すべきじゃないかなというような感じをしております。

私はいつか教育施設の視察のときにも、そういう場面があるところで一つありまして、やはり石に刻んであるのはあまり良くないなあという、そういうこともありましたので、そういう点があると、わざわざ新しく作られて名前を記名したことに対してのちょっと疑問を感じたので、先程失礼だとは思いましたが、お話ししたわけです。

それはそれで結構です。

2 番に移りますけども、町長は、緒方道子さんということで、存知ないということで、答えられて、また後から道路の「路」ならご存知だということと言われたのですが、口というのは路面の「路」のことなんですかね、そうですか。私は道路の「道」の方の道子のことと言ったわけです。というのは、逮捕された人物が、緒方貞子という国連大使がおりましたけれども、その緒方と、「みち」は道路の「道」に「子」で、この方が麻布の自宅で逮捕されたということで、この方は幾つかの会社の社長にもなっておりまして、お話し「道」の道と解釈できるのですが、若干違うかなという感じがしましたので、それでお聞きしたというわけです。それでたまたま会社の謄本を取り寄せたところ、それなりに支店が須川にですか、設置されてるとということもありましたので、まあお聞きしたわけなので、関係があるようでは困ると思ったものですから、お聞きしたわけです。

無い、知らないということであれば、それはそれで結構です。

町 長（鈴木和雄君） 違いますよ、道路の「路」の路子は知っていますよ。「道」の道子でしょう、「道」の「子」と書いてありますよね。

8 番（穂苺清一君） 「道子」は、知らないということですね。

町 長（鈴木和雄君） 穂苺さんのはこれ、「道子」と書いてありますよね。

8 番（穂苺清一君） はい、はい、はい、はい。

町 長（鈴木和雄君） 「道」の「子」でしょ、これは。

8 番（穂苺清一君） それは知らないということですね。

町 長（鈴木和雄君） 私が知っている「路子」と同じかどうか分かりませんがね。

8 番（穂苺清一君） はい、はい、分かりました。

町 長（鈴木和雄君） 違ってらんですよ。議員が言っている、この緒方道子は知りませんということなんです。そこはだから、質問する場合には確認して下さいよということなのです。

8 番（穂苺清一君） はい。

それで3番に移りますが、最近、厚生労働省は国の予算で約2兆円程の生活保護費を削除するそういう方針を明らかにしております。新聞にも11月の末当たり出ていると思

ますが、今一人親で子供を育てている、そういうご家庭、生活保護の家庭にも今までは一律に上乘せされておりました。それが母子加算と言いますけども、それを段階的に廃止するというものです。

生活保護の受給に対しては、2年ほど前、2004年度ですが既に65歳以上の高齢者に対する上乘せ部分、老齢加算というものも既に廃止しております。ですから今回の措置で立て続けに手当を剥き取ってしまうというやり方がされてきているわけです。

これはまさに弱者いじめも甚だしい、そういう生保制度に対する改悪ではないかっていうように私は考えております。

先程憲法25条の問題についても町長は正しい見解を示されて下さいまして有り難いと思いましたが、憲法25条や13条等を書いてあるように、生命を守って健康で文化的な生活をする権利というものは、国民に認められております。そして、国や地方公共団体についても、総ての生活部面にわたって、これを向上させなければならないということがはっきりと憲法の中で示されているのはご存知だと思います。

そういう点では生活保護になるというのは、病気とか失業、障害などによって収入が途絶えてしまうと、あるいは収入が確保されてこない、そういう生活困窮者になってはじめて生活保護制度が生きてくるわけで、いわば命を守る最後のセーフティネット、安全網であると私も考えております。

そういう点は非常に人の生命を救う貴重な制度であるというふうに思います。

今まで生活保護を拒否されたりして、餓死事件とか、あるいはそれに対する抗議の自殺を福祉事務所内部でするとか、いろんな痛ましい事件が起きています。そういうことがあってはならないわけです、町内においても。

そういう点で、ぜひ町の体制について、先程来縷々説明、細かく説明していただいたんで分かったわけですが、ただ単に県民局の窓口へ行って、指導を仰ぎなさい、手続きしなさいと言ってというような形での口聞き役だけの窓口であってはちょっと困るなどという感じを常々しております。

そういう点で綿密な指導援助をぜひお願いしたいという気持ちを持っております。

私は社会労務士の資格を持っておりまして、そういう関係で他市町村において業務に携わっておりますので、そういう点で先程來說明受けた内容については充分熟知はしているつもりではありますけども、しかしながらやはり他の福祉事務所での対応と同じような形で、即やれっていうわけにはなかなかいかないかともしれませんけれども、同じ部署ではありませんから。ただ親切に対応して、それぞれ地域の困窮者の人たちの状況を把握した上で、対策や指導を講じてもらいたいという気持ちがあります。具体的にふれるのは避けておきますけども、この問題についてはこういうことを改めてちょっと、ご意見を伺いたいと思っておりますけどよろしく申し上げます。

議 長(傳田創司君) 保健福祉課長原澤和己君。

(保健福祉課長 原澤和己君登壇)

保健福祉課長(原澤和己君) 先程、答弁にありましたように、何れにいたしましても、現在本庁、各支所の保護者の立場を良く理解をし、良き相談相手となるように現在でも努めておりますし、なお一層ケースワーカー等と連携を密にしながら、良き相談相手として、行政を努めていきたいと思っております。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) 実は私も、若い時に新治村役場の職員でありまして、その時に生活保護を

担当しておりました。そういうことで今穂苅議員が言われますこと良く分かります。

みなかみ町の町長になりまして、昨シーズンは豪雪であったわけですがけれども、先程も民生委員さんの活躍等についてちょっとふれさせていただきましたけれども、本当に私は生活保護世帯、老人保護世帯等を含めてですね、本当に良くやってくれているなということ、を昨シーズン実感いたしました。

職員にあってもですね、民生委員さんと本当に連携を密にして、取り組んでおります。

そして、やはり大きな目標は何と言っても自立でありますから、自立をするために今後どうするか、やはり関係機関とも十分協議しながら、今我々自身も取り組んでおりますので、いろいろとご専門のお立場からご支援をいただけたらと有り難いと思っております。

それと同時にですね、先程厚生労働省が 2 兆円削減という話が、私はちょっとその新聞を見なくて申し訳なかったのですが、ぜひ日本共産党さん、これを削減されないように国会で大いに頑張ってもらいたいとこのように思います。

議 長 (傳田創司君) 8 番穂苅清一君に申し上げます。

発言時間はすでに 40 分となりましたので、会議規則第 56 条の規定により発言は許しません。

これにて、8 番穂苅清一君の質問を終わります。

議 長 (傳田創司君) この際休憩いたします。14 時 35 分より再開いたします。

(14 時 23 分 休憩)

(14 時 45 分 再開)

議 長 (傳田創司君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議 長 (傳田創司君) 次に、1 番前田善成君の質問を許可いたします。

(1 番 前田善成君登壇)

1 番 (前田善成君) 議長の許可をいただきましたので通告に従い、行政改革に対する取り組みとしての各種事業費の予算と事業評価について一般質問を行います。

幾度となく聞こえてくる、みなかみ町の財政状況は、新聞等にも大きく取り上げられるような決して自慢できる状態にないように捉えられています。

身近な問題としては、第 3 セクターの倒産や身売り、どちらかと言えば、町の存続に黄色信号だとか、赤信号だとかというような新聞報道など、あちこちで噂をしている声が聞こえてきます。

新生みなかみ町の財政の再建は、住民の方々が考えているよりはるかに厳しく、底深い問題であり、急を要する課題であるように推測されます。

また、国の地方切り捨ての政策とも取れる地方交付税のカットなども財政悪化の要因として大きく影響していることは周知の事実です。

景気回復の報道も、毎日のようにニュースで耳にしない日はありませんが、みなかみ町においては、そのような感覚はなく、ひたすら補助金カットのような儉約に努めようとの声ばかり聞こえてくるように思われます。

町民の皆様が約束した行政改革の一環の中には、当然通したい効果を明確に町民に分かる形で手段主義から成果主義の取り組みを行う考え等があるとお話がありました。

構造改革室の設置やその役目は、人件費、施設の統廃合などの徹底検討を行うことにあ

と思いますが、その考えの中には、従来の前例主義を取りやめ、民間のノウハウを取り入れた企業型の町政運営があると思います。

その取り組みの中で、予算と事業評価をどのように考えているか、また、事業の継続や採択についての方法や方針についての考えをお聞かせ下さい。

少ない予算ですが、将来の夢のある町づくりのため、官から民へ、国から地方への構造改革の方針の下、自主・自立・自興を謳っている内閣府の地域再生法を利用した地域民間活力を応援する取り組みの考えの下、企業型人材育成、知的財産型新規事業育成、地域活性化事業などの事業を公平感を持って、住民に分かり易く、各事業を進めていくための方法や方針についての考えがあるかお聞きします。

以上の質問をいたしまして、一般質問といたします。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 前田議員の行財政改革に対する取り組みとして各種事業費の予算化と事業評価についてのご質問にお答えいたします。

前田議員が言われますように、今、世の中の仕組みが大きく変わろうとしております。

1985年（昭和60年）のプラザ合意から21年が経ち、ドル安・円高に向けた国際金融市場の動きや貿易収支の是正、ガットウルグアイラウンドによる貿易自由化問題等、日本は一気にグローバル化社会に突入をしてきました。

政府は内需拡大策として、都市開発やリゾート開発等を推進し、地価や株価の上昇等でバブル経済となり、その後はバブルの崩壊から不良債権処理が大きな問題となりました。

さらには、海外生産や輸入自由化の促進でデフレ経済となり、長引く経済不況を招きました。

この間に、景気対策として多額な財政が投資され、道路等の社会資本の整備や土地基盤を中心とする農業農村整備等が行われました。これらの事業によって、地方の基盤というものは、ある場所にあっては、しっかりとこれをやり遂げることができたわけでありました。

しかし、国全体として見ますと、国・地方を合わせて長期債務残高が急増しまして、その額が800兆円に達しようとしているわけでありました。

今、ようやく景気回復が見えてきましたが、その背景にはIT産業の育成や企業のコスト改革による体質強化等が大きな要因であり、こうした企業のない地方では景気回復の恩恵が現れていないのが状況であります。

民間の改革が進む一方、地方自治体にも行財政の改革が強く求められ、市町村合併や三位一体等の改革が進められました。加えて、地方交付税の削減等から地方財政は厳しい状況に陥り、市町村が自ら構造改革を積極的に取り組まなければならない状況になっております。

そこで前田議員のご質問であります。町政運営にあたって一点目は事業評価を取り入れた予算編成の考え方、二点目は企業型人材育成や知的財産型新規事業育成等の産業振興による町の活性化についてのご質問であります。

まず一点目の事業評価の導入は、現在、町では総合計画の策定に取り組んでおります。この計画は平成20年から10年間の計画を策定するものですが、本計画の大きな柱は、一つには「財政再建」であり、もう一つは「夢のある町づくり」であります。

こうした観点から、今後の町政運営は前例主義を廃し、事務事業の見直しをしなければならないと考えております。

事業評価はその一つの方法ですが、事業の成果指標、事業の実施方法、事業実施に投入された予算や職員数等を調査して、評価するものであります。事務事業の見直しは、この評価を基に計画・実施・評価・改善のサイクルで行うこととなります。

しかし、地方自治体で実施する事業数は多いところでは2,000を越え、少ないところでも1,500事業があります。この事業の全ての評価は、現時点においては無理と考えます。最初は主要事業の評価を実施し、徐々に全ての事業評価を実施する方式をとりたいと考えております。

また、本年度における事業の採択は、幾ばくかのソフト事業は別にして、ハード事業に関しては旧三町村の継続事業の執行が精一杯であり、残念ながら財源等の関係から新規事業に着手できない現状にあります。

来年度もこの状況に変わりはなく、むしろ財政再建を考えれば継続事業の見直しも余儀なくされます。

しかし、次代を担う子供達の教育環境の整備は、何としても行いたいと念願しております。

「夢のある町づくり」にとって、地域産業の振興は極めて重要であります。地場産業である農業や観光業の振興は勿論ですが、新規企業の育成や企業導入にも努めなければなりません。

そこで前田議員のご質問である企業型人材育成や知的財産型新規事業の育成についてですが、現状では群馬県産業経済局の商政課や工業振興課が取り組んでおり、町としては県民局や県庁との連携により対応している状況にあります。

ご案内の通り、県では(財)群馬県産業支援機構に対する支援を通じ、創業から再生までの支援や、産学連携の推進の他に、各種資金融資制度の整備、中小企業の技術の高度化支援、知的財産の創出・活用支援、ブランド化の推進と販路開拓支援等を行っております。

今年11月に開催された「ぐんま新技術フェア2006」もその一つと思いますが、その折、(株)前田設備さんが提案された4要素感知貯湯式融雪工法等を拝見しました。

この工法は「電気式・融雪無散水施設」の経費削減に役立つことが理解でき、検討を重ねたいと考えているところでございます。

しかし、このような事業を町独自で取り組むことは、町内に研究機関等があれば別ですが、現状では難しいと思います。

しかし、こうした事案があれば国・県の窓口の役割りを果たし、須川工業団地で実施している工業祭を全町的に開催することも可能であります。是非とも、民間企業からも町に対してご提案を頂きたいと思っております。

現在、町では大きな予算を組むことはできませんが、できることから前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

幸いなことに、みなかみ町は千葉市・さいたま市と交流がありますので、さいたま市等の工業祭に出展することも可能と思っております。

このような取り組みから新技術と産業が生まれ、自治体交流を通して新たな活力が生まれることを願っております。

議会におかれましても、仮称でありますけれども「イノベーション特別委員会」等を設置をされまして、調査・研究をして、新産業を創造されることを期待いたしているところでございます。以上申し上げて答弁といたします。

議長(傳田創司君) 1番前田善成君。

1 番 (前田善成君) 行政評価システムについて、確かに大きな事業を最初に評価していかないと事業数が多いですから、できないというお話は理解できます。ただ、行政のシステム、結局点数を付けるということも、一つあるのですが、公共工事で一番やりにくいのが、事業を一度採択すると、事業に対しての見直しや取り止めがしにくい環境に今はあると思いますから、そのことについて町長が見直したり、中止をしていく方向で、今後考えていくお考えがあるかどうか、お聞かせ願います。

議 長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長 (鈴木和雄君) 事業等の中止と言うと何でしょうか。

1 番 (前田善成君) 今道路を造っているとすれば、その道路が必要じゃなくなるだろうとか、利用数が少なくなってくるだろうからという予想がつけば、それについて止めましょうという見解を持っているかどうかということです。

議 長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長 (鈴木和雄君) 現状におきましては、必要なので道路建設等を行っておりますけれども、やはり事業評価等をして、必要のない場合はそれを中止をするということもやはり行政にあっては大切なことであろうと思っております。

すでに県等ではそういうことを行ってますよね。町としても、そういう捉え方は、大事であろうと思いますが、何せこのような財政状況であります。新規事業等もなかなか今入れられない状況でありますので、今この事業を中止してどうのこうのしようというものは、今のところありませんけれども、やはりそういう一つのシステム化ということについては将来のことを考えてやっていく必要があるというふうに思います。

議 長 (傳田創司君) 地域振興課長。

(地域振興課長 林 昭君登壇)

地域振興課長 (林 昭君) 事業の見直しの件については、必要でないものは見直しをして、事業を止めていくということは考えていかなければいけないというのは、十分、分かるのですが、今現在行っている殆どの事業が、継続事業であります。

採択要件があり、特定財源や補助金が付いていると、この補助金の返還をしても間に合うのかどうかということになると、その辺の所を良く見極めをいたしませんとなかなか事業廃止というのも非常に難しいのではと思っております。

ただ、18年度事業で現在行われている事業を対象にして、すぐ行政評価ができるのかということなのですが、非常に現時点では難しい状況です。と言いますのは、3ヶ町村で今まで継続してきた事業を今現在実施しているという状況であり、これから先の事業について行政評価システムを導入して行政評価を実施していきたいと考えております。

その中で実施ということになりますと、現在継続している事業は、平成20年ぐらいで本年度やっている事業は、一応継続事業として終了するのではという状況でありますので、これに最後の1年を事業評価をして廃止するという事で、補助金返還等ということになると、これはまた考えていかなければならないということでもあります。

もちろん、事業評価したら、今の評価が低いということが前提の話でありまして、まだその辺は事業評価を行っておりませんので、低いのかどうかということも分かりませんが、現実には3ヶ町村でやっている事業を継続して実施しているという状況でございます。

議 長 (傳田創司君) 1番前田善成君。

1 番 (前田善成君) 事業の見直しが難しいというお話は分かるのですが、ただ実際には財源が限られていますので、どこにどういう形でお金を配分していくか、その配分について、あ

る程度町民に対して、こうですよと言う説明ができるような形を持っていないと、お金をどうしてその道路に使っているかということがわかりにくいということです。保健費の問題などのときも、そういうことが根本にあるので合併しなければ良かったというような話が出てくるのかと思うのです。逆に言えば、合併してこれだけ良い面が出てきましたよというふうに表現するのであれば、それについて数字的な批評、施策の目標を持ってやっていかないと、なかなか一般の人には分かりにくいと思います。その辺の所を取り組んでいって頂ける意思があるかどうかについて、お聞きしたいのですが。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 今、前田議員が言われましたように、そのような方向で考えております。基本的には、やはり財政シミュレーション等についてもお示ししたとおりですけれども、あのよう、計画的に行財政運営をしないと町の財政再建はできないわけですね。

その中に投資的経費や経常経費、交際費などが決められておりますが、例えば、投資的経費であれば、投資的な事業等についてはあの枠内にはめていかなければ出来ないわけですね。そのためには一般財源や合併特例債をどのように活用していくかという議論をしながら一つの事業を立ち上げていくわけでありましてけれども、そういう過程の中で、今言われたことを十分議論をしていく必要があると思います。

基本的には合併してのメリット、デメリットの話がありますけれども、それはやはり両方あると思います。

しかし、合併しなかったら町は成り立たないということもこれまた事実ですよ。いかなければ基金が35億あった、ところが現実には15億しかなかった、そういう実態を知れば、要するに18年度予算なんか組めなかったわけですよ。

だから、そういう実態、何故こうなったか、それは大いに我々自身もそういう立場にいましたから、反省すべきは反省しますが、それだけに責任を持って、これを何とか再建しようとしているわけです。だからその実態を町民の方に細かに説明をしていかないと、なかなかご理解をいただけない点が多々あると思います。

ただ、私自身もそういう経過を振り返りながら、合併して良かったと、ついでは何故良かったのか、それを今前田議員が言われるような方式でこれから示していきたいなというふうに思っております。

19年度予算等についてはそういう方向をより加味しながら、予算編成ができるように、頑張っていきたいなとこんな感じであります。

議 長（傳田創司君） 1 番前田善成君。

1 番（前田善成君） そういう形で事業の方の評価をしていただいて、特にいろんな町村で取り組んでいる事業評価のシステムの中では、外部の方々の評価を重視している形を取っています。

特に、外部の方の諮問機関ということではないのですが、議会の議員の中から、そういう問題意識を持ってもらう形で、その事業評価を計画、実施、結果、評価と、各担当者や課長達からの説明を受けて、事業の見直しや休止・停止・存続のような形で評価できる委員会を立ち上げていただければ、議員達が自分たちの地域に帰って、今の現状を分かり易く説明しやすいと、だからそういう形のものをちょっと考えていただければ有り難いなと思っております。

次に、地域活性化事業について質問いたします。

地域再生法において、一番簡単な話をさせていただければ、大阪ドームなどのPFI事

業の地方版のような形で、民間のノウハウと資金を行政の信用をお貸しして事業にしてい
くということ、そういうような形で内閣府の方で法を改正していると思うのですが、町長
が言われているような間伐材の施設や農業の振興、研究施設についても、ある程度、課税
の特例という形で、町村が民間企業と一緒に計画を立案し、それを採択していただいて、
5～30%以内の資金提供、資本提供をして、それを会社によって事業を立ち上げるとい
う法律があると思うのですが、その活用をしていただければ、大手のデベロッパーとか商
社が中心となって町興しをするのではなくて、20人ぐらいの、尚かつその地域再生をす
る株式会社で、地元の建設会社などを巻き込む形で、多くの個人の投資家から税制優遇を
与えることによってお金を入れてきて、まちづくりをするというような考え方で今内閣府
の方から出ているのですけれども、そういう取り組みを行って例えば町の活性化を行っ
ていく考えがあるかどうかお聞きしたいのですが。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) 地域再生は急務であります。

しかし、議員もご指摘のとおり、やはり今までのように町の力でやるということはなか
なか困難な時代であります。また、すべきではないと思います。

そこでPFIという問題が出てきているわけですけれども、私はこの考え方には大賛成
であります。例えば、役場の庁舎と商店街との組み合わせとか、いろいろ各地で例はあり
ますが、みなかみ地内には、みなかみ町に合ったPFIの方式というものが私はあるので
はないかと思えます。

新治村長時代からも、PFIについて大分研究もしてきた経緯があるのですけれども、
なかなか当時は総務省だったですかね、今は内閣府の方ですか、の方で発表されているも
のと、現実には税制との問題は結構あるところはありますが、資本等を出す場合に現実に合
っていない点等々があって、なかなか民間資本が参加しにくいという状況もあったとい
うことを記憶しております。

しかし、時代も変わってきました。やはりPFIによって、地域再生を行うべき時代で
あると思いますし、そういう地域が町には大変にあると思いますね。

だから、ぜひ議員が言われますようなPFIについても今一度、新町みなかみ町になり
まして、検討をして、これを上手く事業化して地域の活性化を図れるようにしていけたら
と思ったところです。

議 長(傳田創司君) 地域振興課長。

(地域振興課長 林 昭君登壇)

地域振興課長(林 昭君) PFIについてですけれども、今前田議員さんが言われましたように、
民間が持ちますノウハウ、またその力を結集した地域づくりという観点では、そういう動
きの中で、それは地域再生ですか、こういった税制優遇制度、そういったものをつくる中
で活用していくということは非常に素晴らしいことなのだろうと思いますし、そういった
点には今後も向かっていかなければならいと、町では18年度、19年度で総合計画を策
定している中で、現実には今各事業の中でこういった課題や問題点があるのか、目標は何
処に持っていくのかということを現在詰めているところであります。

それを達成するために、今言われました地域再生、地域でテーマを絞り目的を達成する
ために一つの手法を取っていくということは非常に大切なことなのだろうと思っております。

ただ、大きな施設を作るためのPFIというのは良く言われますが、現在、町ではプラ

イベートファイナンス、民間ファイナンスを使うよりも、合併特例債という公的なファイナンスを使う中で、できる範囲の中で、なるべくお金を使わないで10年間、町づくりをしていかなければならないのかなという状況であります。

地域づくりという観点で、地域の力を結集して、民間の方々のノウハウを入れる中で、新しい住民ニーズに対応できる事業というものをそういった形でしていただけるという分は、ご協力いただけるという分は非常に有り難いと思います。

議 長(傳田創司君) 1 番前田善成君。

1 番(前田善成君) 今までのPFIと大きく違うのは、資金調達を基本的に、民間金融機関から調達せず、政府系金融機関から調達をするということで、日本政府投資銀行からお金をいただきまして、その利子については内閣府が補填してくれるということです。

今、合併特例債の話がありましたが、それを活用するくらいのメリットが出てくるということです。ただ、民間会社、特に20人以上くらいの特定の地域再生事業会社ということ逆を言うと、みなかみ町の方で指定をして、その会社に借入れをしてもらうことによって、例えば農山村の地域生活環境の改善のような集落排水事業や公民館、廃校したものの転用事業やバイオマスの研究所などを全部行っているということです。

内閣府の方で5年間の事業継続を認めてもらえますので、そこには官房が総て揃っていますから、今までのような縦割りの行政ということはなく、農水や財務、金融やエネルギーと言った、その場所だけで総てをクリア出来るそういう環境になると思いますので、ぜひ取り組んでいただき、本当の意味で町おこしの企業を興していただける方向で検討していただきたいと思います。

議 長(傳田創司君) 地域振興課長。

(地域振興課長 林 昭君登壇)

地域振興課長(林 昭君) 町としても、今後そういった形で様々な事業に取り組んでいきたいと思っています。学校が統合をすると、廃校になった学校ができると、こういったものをどうやって地域に有効に使えるのかとか、そういったことも含め地域再生事業等に取り組んでいかなければならないのかなと思います。それにしても、行政の今の課題や住民のニーズというものを捉えて、その中でそういう手法で行った方が素晴らしいというものについては積極的に取り入れていきたいと思っています。以上です。

議 長(傳田創司君) 1 番前田善成君。

1 番(前田善成君) 積極的に地域再生、税制を取り入れていただければ、社会福祉施設や交通施設、特に道路や広域の学校や給食センターなども、それで行えるということです。

また、環境対策のバイオマスやBS事業ですとか、地場産業の支援のための研究施設ということなどにも使えますので、原澤議員が言われたような、間伐材を使ったボイラー、例えば農業振興のための研究施設に使えるということで、特に行政のお金を使うということではなくて、そういうアイデアを持った企業を育て、それが将来、町の税収を上げてくれるような企業になってもらえれば、町長が言われる明るい町づくりではないですけども、未来の本当に明るい町になっていくのではないかと思いますので、その辺のところを検討していただいて、一般質問を終わりたいと思います。

議 長(傳田創司君) これにて、1 番前田善成君の質問を終わります。

議 長(傳田創司君) 以上をもちまして、一般質問を終わります。

動議 島崎栄一議員に対する議員辞職勧告決議について

議 長(傳田創司君) ただ今、本多秀律君ほか6人から、島崎栄一議員に対する議員辞職勧告決議の動議が提出されました。

この動議は、2人以上の賛成者がありますので成立しております。

議 長(傳田創司君) この際、本案を日程に追加し、ただちに議題とすることについて、起立により採決いたします。

ご注意ください。定足数を欠く恐れがありますので、退場はしないようお願いいたします。

島崎栄一議員に対する議員辞職勧告決議案を日程に追加し、ただちに議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、島崎栄一議員に対する議員辞職勧告決議の件を日程に追加し、議題とすることは、可決されました。

議 長(傳田創司君) 暫時休憩いたします。

議 長(傳田創司君) 会議を再開いたします。

追加日程第1 発議第10号 島崎栄一議員に対する議員辞職勧告決議について

議 長(傳田創司君) 追加日程第1、発議第10号、島崎栄一議員に対する議員辞職勧告決議についてを議題といたします。

地自治法第117条の規定により、9番島崎栄一君の退場を命じます。

(9番 島崎栄一君除斥)

議 長(傳田創司君) 事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、提出者本多秀律議員より説明を求めます。

20番本多秀律君。

(20番 本多秀律君登壇)

20番(本多秀律君) 島崎栄一議員に対する議員辞職勧告決議案について、提案理由を申し上げます。

平成17年6月、旧新治村議会島崎栄一議員の一般質問の発言中において、「16年以上前に、山一カレットに便宜を図ってお礼を1億円貰った。このお金は、鈴木和雄氏が貰う資格のない金である。利息も含めれば、約2億円、村に返金して欲しい。」と発言した。

何ら根拠に基づかない憶測や思いこみによる発言であったことから、懲罰特別委員会が設置されました。

本会議や委員会で無礼な言葉を使い、他人の私生活にわたる発言、町民は様々な情報を言うが、議員が発言すれば、議員が責任を取らなければならない。

人の興味を誘うような不穏等な発言は議会を混乱に巻き込み、議会人としての品位を著しく欠くものである。よって、議会を混乱させたとして、「戒告」の懲罰が可決されました。

その後、一年を経て、再び同種の実事確認を欠く質問を繰り返す姿勢は、残念ながら反省の態度が見えません。

平成18年6月、みなかみ町定例議会において、再度1億円を貰った件について、疑惑解明調査特別委員会が設置され、疑惑に対し、町長は「もし収賄の事実があるとするならば、私は辞職します。」、一方島崎議員は、「白黒無関係で責任持ちません。」また、「議会や委員会の結果が出て私は無関係です。」と述べております。

自分の言葉に責任を持っていない発言であります。

委員会では、資料の精査、説明人による説明、派遣調査などを実施いたしました。

その結果は、「8対1」で「1億円もらったという事実はない」という結論に至りました。

この結果を受けて、島崎栄一議員に対して、二点質問しております。

(1) 文書により謝罪しますか。

(2) 「旧新治村議会の動議は間違っていた」との談話について謝罪しますか。

これに対し、島崎議員は「謝罪の必要はない」と発言しました。

質問するのであれば、十分な調査研究をして、事実が確認できるものを持って質問すべきであります。憶測や思いこみ、また個人的な感情のみで質問すれば、相手の人権を侵害することになります。

旧新治村議会において議決された総意を「間違い」と誹謗中傷したこと及び、みなかみ町議会への決定に「謝罪の必要はない」としたことは、議会への挑戦行動であり、議会人としてあるまじき行為である。

議会議員であるならば、議会として意思決定されたことは、たとえ自身の主張と異なっても受け入れる態度が議会制民主主義の基本であります。

したがって、島崎栄一議員は、町議会議員としての最低のルールも守れず、品位や適格性にも欠け、いたずらに町政を混乱に陥らせるものであります。

以上により、島崎栄一議員に対して、みなかみ町議会議員の辞職を勧告する。

以上決議する。

以上が提案理由でございます。

議 長(傳田創司君) 説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8 番穂苅清一君。

8 番(穂苅清一君) 突然、こういう辞職勧告の決議が、出されているわけですがけれども、同じ同僚議員としてですね、本当にこれが正しいやり方なのかどうか、調査も行われてきたようですが、その調査が20年前のことであり、同時に十分な証拠や調査は出来なかったのではないかということも考えられます。

ましてや、もともともう既に旧新治村議会で業務がされ、懲罰委員会も今報告されたように、こうやって結論が出ている問題を新みなかみ町になって改めて、またここで出すということはいかなものかと、議会の運営なりについて、自らがそれを壊すようなことになりかねないというふうに私も思います。

疑惑解明の調査委員会にしても、捜査権のあるそういう委員会ではありません。

まして、当時の方が全員揃っているわけではない、そういう状況の中での調査ではなかったのかというふうに思います。そういう点では、十分な調査などができるはずがないと私は思っております。

本人に対して、周りの議員がこういうふうな形でもって、排斥をするような、議員の資

格を奪うような行為に出るということは議会制民主主義の上から言っても、悲しい汚点を作ることになると思います。もう少し反省をしていただければと思います、以上。

(20番 本多秀律君登壇)

20番(本多秀律君) ただ今、古い話で調査が出来なかったのではというお話がございました。

議員が発言するときは、それ相応の調査をしていくべきであり、古いから出来なかったでは済まされないと私は思います。やはり議員が発言するからには、地域の代表、人々の代表ですから、より客観性を持って質問をし、それに対して、そういうことが未熟であれば、それはまた謝罪する勇気、これもぜひ必要ではないかと私は思います。

議会議員として、やるべきことには、人間でありますから、失敗もあるかと思えます。虚偽の発言はしてはいけないのですが、たまにはあるかもしれません。でもあったなら、それは素直に謝罪をする、この勇気が非常に大事な基点、原点だと思います。

古いことだから、反故にしてほしくないという面もあるでしょう。あるならば、やはり客観的な所在をきちんと調査、事実確認をする、そうした中で、しっかりした発言要求をしていく、そうしていくことがまた周りにいる我々議員に対しても、客観性があれば、賛同を得るでしょう。

それが事実確認を欠いたものであるならば、これは誰人にも賛同していただけない。

これは議員のみならず、一般社会の通年常の常識ではないでしょうか。

私は、そういう意図を持ちまして、島崎議員にとってはこのことは2回目になります。2回目になるからこそ、また若いからこそ、彼にもう少し、議会議員としての資質を高めたい、これからを背負っていただく議会人として、成長していただきたい。

このことを申し上げて答弁いたします。以上です。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、発議第10号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7番(原澤良輝君) 発議第10号、島崎栄一議員に対する議員辞職勧告決議について、反対討論をさせていただきます。

4月に議員になりました。その間、町民の方といろいろ話を聞かせて頂いたり、意見を聞かせていただきました。これに関する問題について、みなかみ町の議員と議会は何をやっているんだというお叱りを大変受けております。

私の考えとしては、島崎議員の発言については、村民なり町民から付託を受けた範囲において自分の疑問に思っていることを正すと、そういう意味で質問をされています。

私も疑惑解明委員会のメンバーにさせてもらって、新治村議会当時の懲罰委員会なりの議事録も読ませていただきました。

その際に、いろいろ議事録の中の言葉のやりとりも見させてもらいました。島崎議員の言葉も、乱暴な言葉とか、そういうふうな言い方もされております。でも、他の委員、また町長もそんなに変わらない程度で言葉で対応をしております。特に島崎議員が発言が悪かった、侮辱したと、そういうふうには見ておりません。

そういった意味で議会ということは、例えば自分が疑問に思っていること、村民が疑問

に思っていること、それが素直に正せるような議会であって欲しい、証拠がなければ聞けない、何か事実がはっきり、確定してなければ聞けない、そこまで厳格に決めてしまえば、もの凄く発言が狭められてしまいます。では、なぜ警察があるのか、司法機関があるのかというふうな問題までも出てくるというふうに考えます。

議会ではいろいろ行き違いなり、それが思い違いなりもあると思いますけれども、それについては一応自由に討論して、通らないものは通らない、通るものは賛同得られるものは得られると、そういうふうなルールをすることが必要ではないかというふうに考えます。

今回の事案についても旧新治村議会で決着のついていた問題を再度みなかみ町議会に持ち込んだというふうな問題があって、非常に町民からも不評を買っておりました。

それに関する問題について、重要なところは、議会外で、裁判の決着なり、和解もされているというふう聞いております。

そういった観点から、この問題は一応自由に発言が出来る範囲だというふうにご考えまして、今辞職勧告決議には反対をさせていただきます。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

5 番河合生博君。

(5 番 河合生博君登壇)

5 番(河合生博君) 発議第 10 号、島崎栄一議員に対する議員辞職勧告決議について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

私は、5 月に議員として奉職いたしました。それ以来、議員とは何か、議会とは何か、自問自答してまいりましたが、議員として、やはり一番心に置かなければならないことは、町民の代表として、みなかみ町の意味を決定する重大な職責を遂行するために全身全霊を傾注しなければならない、そのための様々な権限と義務があると信じております。

権限は、一議員ではなかなか行使しづらいですが、しかし、義務は個々の議員ですべきことであります。

住民の代表者として、品位を保持することはもとより、会議においても、合理的、能率的な審議に協力し、秩序維持に努め、節度ある発言が要求されると思う。

節度を超えた無礼な言葉の使用、他人の私生活にわたる発言、その内容によっては懲罰の対象になり得るとというのが、議員生活 7 ヶ月の新人の私のつたない結論でございます。

島崎議員の持論ですが、議会では何を言っても許されると、何度か 7 ヶ月の間に聞いておりますけれども、そんなものかなと言う思いです。

それはまあ良いとして、自分の言った言葉の責任くらい自分で取れと言いたい。

7 月 3 日、島崎議員の意見から、疑惑解明調査特別委員会が発足し、10 人の委員が 7 回にわたり、委員会を開催し、慎重な審議を重ねました。

疑惑解明調査特別委員会に参考人として出席した鈴木町長と、島崎議員に対して、決意をお聞きしたわけでございます。

鈴木町長は、「疑惑が事実だと解明されたたなら、落命してお詫びをする」とまでの決意を示しました。常日頃、みなかみ町を良くするためなら、全身全霊をかけるというのが、口癖のように言っている町長、さすがに町長の言葉だと思いました。

島崎議員に対して、同じ質問で、疑惑が解明されなかったら、疑惑が事実でなかったら、どのように責任を取るのかと、私自身がお聞きした次第でございますけれども、その時の答えは、「疑惑が解明されようが、されまいが、私には全く関係ありません、責任も取りません」という答えでございました。

新聞、雑誌、一部の人の誹謗中傷を取り上げての島崎議員の議会での発言、そして島崎議員が望んで発足した疑惑解明調査特別委員会での無責任極まりない言葉、疑惑解明調査特別委員会での結論として出たのが、「疑惑はなかった」9名、「疑惑の確認が取れなかった」1名という結果でした。

その結果を踏まえて、議長、副議長、委員長が島崎議員に対して、町長に書面をもって陳謝するよう、島崎議員が間違っていたわけですから、陳謝するよう再三求めましたが、その気もなく、またありもしない事実関係が確認できない20年前もの過去を持ち出している島崎議員の資質を疑い、非常に失望した一人でございます。

「我を捨て、大儀に生きる」が議会人だと思っている私としては、「時を得た一針は九針の手間を省く」のたとえ通り、断腸の思いを込めて望むものであります。

島崎議員には、もう一度、新たな気持ちで出直して頂き、みなかみ町の将来に向けて大いなるビジョンを展開していただきたい。

過去には過去の先人達が、先人達の知恵で解決をしている。

今我々議員に必要なのは、過去に戻る時間ではないし、今ある時間を有効に使わなければならぬ使命があると思います。

みなかみ町で生まれて良かった、みなかみ町で育って良かった、みなかみ町に住んでいて良かったと思えるような、夢のある、希望のある、町づくりができることを望んで賛成討論いたします。

議長(傳田創司君) 次に反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

11番久保秀雄君。

(11番 久保秀雄君登壇)

11番(久保秀雄君) 発議第10号、島崎栄一議員に対する議員辞職勧告決議について、賛成の立場で討論させていただきます。

島崎議員は、新治村議会平成17年6月定例議会、一般質問において、16年前の話と称して、人から聞いた話をそのまま質問に替えて、根拠も示さず断定し、ただ人の興味を誘うような不穏当な発言は、いたずらに議会を混同に巻き込み、議会人としての品位を著しく欠くものであるとして、戒告の懲罰を受けています。

また、合併した新しい議会においては、「町長が馬鹿なら、議員もみんな馬鹿だ」と、町長、議員の人格を軽視した暴言を吐き、議会の権威を著しく失墜させ、議会の混乱を招いています。

本年6月定例議会で設置された疑惑解明調査特別委員会においては、「どのような結論が出ようと自分には何の関係も無い」と、全く無責任な発言をし、一連の行動からは、何ら反省の様子すら伺うことが出来ません。

議員たるもの、自分の言動、行動には責任を持たなければなりません。

議会人として、無責任極まりない言動、行動を取り、議会を混乱させている島崎議員を容認することは出来ません。

以上のような経緯から、島崎栄一議員に対する辞職勧告決議に賛同するものであります。

以上で賛成討論いたします。

議長(傳田創司君) ほかに討論はございませんか。

18番根津公安君。

(18番 根津公安君登壇)

18番(根津公安君) 発議第10号、島崎栄一議員に対する議員辞職勧告決議について、賛成討論を行います。

もはやこれまで！非常に惜しい人材だがやむを得ない。

今、そこにいる島崎議員は本当の島崎君ではない。自分で言うてはいるが言わされている。自分で歩いているようで歩かされている。自分でも分かっているが、自ら踊っていると言い聞かせている。

議員は本来、仏の心を持つ思いやりのある優しい人間です。しかし、鬼の面を被らされ、これが正義と洗脳され、もともとが純粋なだけに今や、引くに引けない眼に見えない圧力というアリ地獄。すぐ興奮してまくし立てるのは、議員が誰よりも気が弱い証。

それを見透かされまいと空虚に振る舞う悲しい姿。

あの敬老バスの一般質問は素晴らしかった。私は心の中で拍手を送って「島崎頑張れ」と応援したことを思い出す。あの姿がきっと貴方の本質なのだろうと思います。

今はただ抜け殻、体は実在するが己が無い。己が無いから利用される。

議員が子供の時、発生した問題を四十になって何とする。それほど議員が強弁するような証拠があるであれば、それらの事案は司法の場において決着をする問題で、一般質問で決着を付ける話ではありません。

「責任なし、言論の自由は基本的人権をたやすく侵し、司法の判例の中で、これを許してはいません」、今後において、改める気持ちがないと確認できた以上は、この決議は容認せざるを得ません。

今、議員に最も必要なのは休息でしょう。そして、本来の自分らしさに気が付いたら、また此処に戻ってくればいい。その時は皆、大歓迎すると思います。

断腸の思いだが、今後の活躍を大いに期待して、賛成討論といたします。

議長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて発議第10号についての討論を終結いたします。

発議第10号、島崎栄一議員に対する議員辞職勧告決議についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、発議第10号、島崎栄一議員に対する議員辞職勧告決議については、可決されました。

島崎栄一君の除斥を解きます。

議長(傳田創司君) 暫時休憩いたします。

議長(傳田創司君) 会議を再開いたします。

(9番 島崎栄一君入場着席)

議長(傳田創司君) 島崎栄一君に申し上げます。

発議第10号、島崎栄一議員に対する議員辞職勧告決議については、可決されたことを

告知いたします。

これをもって、動議 追加日程第1、発議第10号、島崎栄一議員に対する議員辞職勧告決議についてを終わります。

休会の件

議長（傳田創司君） 以上で、本日の議事日程に付された案件はすべて終了いたしました。お諮りいたします。

明12月15日から、12月20日までの6日間は議案調査のため、休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、明12月15日から、20日までの6日間は、休会とすることに決定いたしました。

散会

12月21日は、午前10時から会議を開きます。
本日は、これにて散会いたします。大変、ご苦労さまでした。

（ 15時50分 散会 ）